

新庄信用金庫の現況

2012 DISCLOSURE Vol.25

SHINJO SHINKIN BANK

新庄信用金庫は、『東北観光博』を応援しております。

東北ぜんぶが博覧会場だ。



当金庫は東北観光博実行委員会事務局より最上ゾーンの「旅の駅」「東北パスポート加盟店」に認定されております。

CONTENTS

	頁
◆ごあいさつ	1
◆当金庫の事業概況	2
◆当金庫の概要	3
◆事業内容・組織図	4
◆取引商品・サービスのご案内	5 ～ 9
◆手数料・ＡＴＭ利用時間帯	10
◆当金庫のあゆみ	11
◆中期経営計画「チェンジ&チャレンジ21パートⅡ」	12
◆新庄信用金庫の考え方	13 ～ 16
◆統合的リスク管理態勢	17 ～ 18
◆信用金庫の特性と総代会	19
◆新庄信用金庫とＣＳＲ	20 ～ 21
◆地域密着型金融の取組み状況	22
◆新庄信用金庫と地域社会	23
◆トピックス	24 ～ 27
◆信用金庫業界	28
◆資料編	29 ～ 57
◆開示項目	58



土庫子 信金は
です

平成24年7月

理事長 井上 洋一郎

平素より私ども信用金庫をお引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

皆様方の当金庫に対するご理解を深めていただくため、本年もディスクロージャー誌を作成いたしました。「しんきん」の業務内容について、一層のご理解を深めていただければ幸いに存じます。

平成23年度の経済環境は、一部欧州諸国の債務問題等を背景に、その信用不安が世界経済全体に波及しましたが、年明け以降は、ギリシャへの追加支援合意に伴う国際金融市場の緊張が緩和するとともに、日本銀行の金融緩和強化等もあり、年度末には日経平均が1万円台を回復しました。

一方で、東日本大震災を契機とする電力供給の制約、急速な円高の進行等、国内産業の空洞化が徐々に進み、その影響は、地域を基盤とする地場産業や商店等に対しても大変厳しい経営を余儀なくしております。そうした状況を受け、従来にも増して相互扶助の協同組織という立場である信用金庫への期待も大きくなってきております。

以上のような経営環境のもと、おかげさまをもちまして、平成24年3月末現在で総資産640億円、預金量599億円となりました。これもひとえに、皆様方の深いご支援によるものと、心から感謝申し上げます。

当金庫は、地元になくてはならない信用金庫でありつづける為に、「お客様との共生、地域との共生」を旗印に、皆様方のご期待にお応えできますよう、役職員一致協力して努力する所存でありますので、より一層のご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。

経営理念

- ◆中小企業の健全な発展
- ◆豊かな国民生活の実現
- ◆地域社会繁栄への奉仕

3つのビジョン実現のため連帯と協調の精神のもと地域になくてはならない金融機関を目指します

基本方針

1. 郷土の繁栄に心から奉仕する
2. 内容の堅実な金庫にする
3. 和顔愛語に満ちた明朗な庫風を創る
4. 待遇の優れた金庫にする

【業績】

(1) 主要勘定

①預金

預金につきましては、期末残高が前期比 221 百万円増加の 59,917 百万円となり、平残ベースで前期比 2,503 百万円増加しております。

②貸出金

貸出金につきましては、消費者ローンを中心に既存・新規先に積極的アプローチを行った結果、期末残高については前期比 257 百万円増の 38,445 百万円となりました。

(2) 損益

収益面については、一般企業の売上高に相当する経常収益は、預け金・貸出金・資金運用利回りの低下により前期比 51 百万円減少の 1,821 百万円となり、コア業務純益ベースで 497 百万円、当期純利益で 64 百万円の計上となりました。

当地域では、今後とも厳しい経済環境が続くものと予想されますが、地元になくてはならない信用金庫でありつづける為に、「お客様との共生、地域との共生」を旗印に、信頼に値する健全性と強じんな経営基盤の確立を図りながら、規模の拡大に努め、地元で集めた預金は地元への貸出で還元するという金融の地産地消により、地元経済の活性化に貢献してまいりたいと考えております。

最近5年間の主な経営指標の推移

(単位: 百万円)

	平成20年3月末	平成21年3月末	平成22年3月末	平成23年3月末	平成24年3月末
経常収益	1,862	1,770	1,848	1,873	1,821
業務純益	421	△ 670	458	331	231
コア業務純益	409	258	458	412	497
経常利益	93	△ 926	230	91	76
当期純利益	19	△ 953	187	124	64
出資総額	208	208	208	209	213
出資総口数 (期末)	4,167,055口	4,168,655口	4,170,555口	4,199,555口	4,270,855口
(期中平均)	4,166,047口	4,167,828口	4,169,091口	4,173,569口	4,236,744口
純資産額	3,694	2,588	3,251	3,175	3,148
総資産額	60,812	60,347	60,837	64,059	64,006
預金積金残高	55,617	56,437	56,371	59,696	59,917
貸出金残高	39,637	40,183	39,818	38,188	38,445
有価証券残高	9,277	9,765	10,549	10,848	10,764
出資1口当たり純資産額(円)	888.26	622.99	779.91	759.85	738.09
出資1口当たり当期純利益(円)	4.71	△ 228.79	45.03	29.91	15.32
出資に対する配当金(出資1口当たり)	8,331千円 2.0 円	8,331千円 2.0 円	8,312千円 2.0 円	8,346千円 2.0 円	8,409千円 2.0 円
配当負担率(%)	5.23	7.09	2.80	3.17	4.99
出資会員数(人)	6,487	6,432	6,413	6,514	6,983
(うち法人会員数)	700	692	699	701	706
職員数	96	98	91	92	87
単体自己資本比率(%)	10.40	10.03	10.56	10.78	10.62

- (注) 1. 出資1口当たり純資産額は、期末出資口数(処分未済持分を除く)により算出
 2. 出資1口当たり当期純利益は、期中平均出資口数(処分未済持分を除く)により算出
 3. 配当負担率=配当金÷当期末処分剰余金×100

当金庫の概要

名 称 新庄信用金庫
 所在地 〒996-0027
 山形県新庄市本町2番9号
 ☎0233-22-4222
 創 立 大正12年6月27日
 役職員数 92名（うち常勤役員5名）
 店舗数 9店舗（支店7出張所1）
 総資産 640億円
 預金量 599億円
 出資金 213百万円
 自己資本比率 10.62%
 会員数 6,983名

平成24年3月31日現在

役 員

理 事 長 井 上 洋一郎
 常務理事 笹 敬 史
 常勤理事 塩 野 正 男
 常勤理事 阿 部 徳 治
 理 事 塩 谷 哲 夫
 理 事 平 田 寿 男
 理 事 石 川 泰 助
 理 事 武 田 明
 常勤監事 長 沼 新 一
 監 事 前 澤 靖 彦

前澤靖彦は信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

平成24年6月22日現在

職 員

●職員

		平成22年3月末	平成23年3月末	平成24年3月末
職員数	男 子	69人	67人	65人
	女 子	22人	25人	22人
	合 計	91人	92人	87人
平均年齢	男 子	43歳 5ヵ月	43歳 5ヵ月	43歳 5ヵ月
	女 子	24歳 5ヵ月	23歳 5ヵ月	25歳 5ヵ月
	合 計	39歳 5ヵ月	38歳 5ヵ月	39歳 5ヵ月
平均勤続年数	男 子	21年10ヵ月	21年10ヵ月	21年10ヵ月
	女 子	4年10ヵ月	4年11ヵ月	5年11ヵ月
	合 計	17年10ヵ月	16年10ヵ月	17年10ヵ月
平均給与月額		272千円	265千円	268千円
臨時職員		22人	22人	21人

※平均給与月額は時間外手当を含む3月給与支給実績(賞与を除く)

●新規採用人員の推移

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
男 子	2人	1人	1人
女 子	6人	3人	5人
合 計	8人	4人	6人

当金庫の営業地区

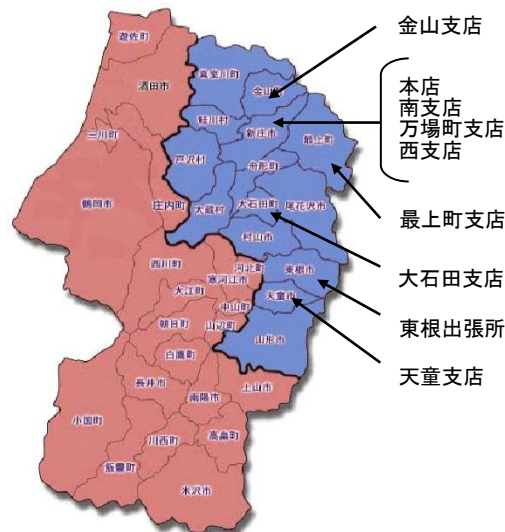
市(6)	新庄市、尾花沢市、東根市、村山市、天童市、山形市
町	金山町、真室川町、舟形町、最上町、大蔵村、鮭川村、戸沢村
村(8)	北村山郡 大石田町

上記14市町村を営業区域としております。

店舗所在地

●店舗

本店・本部	996-0027	新庄市本町2-9	0233-22-4222
大石田支店	999-4111	北村山郡大石田町大字大石田乙29-1	0237-35-2818
南支店	996-0033	新庄市下金沢町10-6	0233-22-4228
金山支店	999-5402	最上郡金山町大字金山321-2	0233-52-2021
天童支店	994-0026	天童市東本町2丁目7-5	023-653-8621
万場町支店	996-0028	新庄市万場町6-8	0233-23-1266
西支店	996-0073	新庄市栄町1-2	0233-22-5000
最上町支店	999-6101	最上郡最上町大字向町697-1	0233-43-2877
東根出張所	999-3720	東根市さくらんぼ駅前3丁目7番15号	0237-41-2252



●店舗外現金自動サービスコーナー

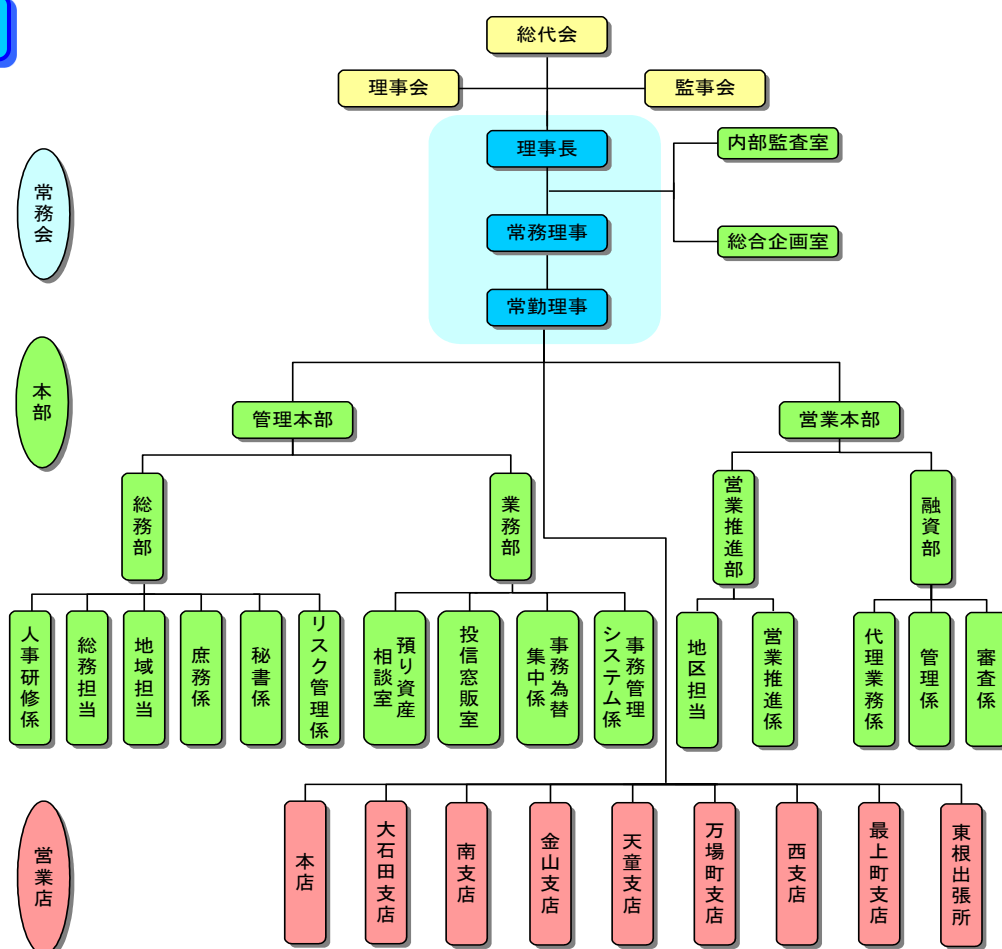
ヤマザワ新庄店出張所	新庄市金沢字大道上2033-4
新庄市役所内	新庄市沖の町10-37
ヨークベニマル新庄店内	新庄市五日町字清水川1305-5
JR新庄駅ゆめりあ内	新庄市多門町1-2

※駅前しんきんビル内ATMは平成24年5月に廃止いたしました。

主要な事業内容

預金業務	当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、積立定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金
貸出業務	(イ) 貸付 手形貸付、証書貸付、当座貸越 (ロ) 手形の割引 銀行引受手形、商業手形等の割引
為替業務	送金為替、当座振込、代金取立等
附帯業務 ※上記の3業務に付随	1. 債務の保証 2. 預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資 3. 公共債の引受 4. 代理業務 ①日本銀行歳入代理店 ②地方公共団体の公金取扱業務 ③株式払込金の受入代理業務 ④信金中金、日本政策金融公庫等の代理貸付業務 5. 保護預りおよび貸金庫業務
証券業務	国債等公共債の窓口販売、投資信託の窓口販売
保険業務	生命保険、個人年金保険、損害保険の窓口販売

組 織 図



(平成24年6月末現在)

◆預金商品

種類	特色(内容)	期間	預入額
普通預金	給与・年金の受取り、公共料金・各種クレジットの自動支払い等にご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
総合口座	1冊の通帳に普通預金と定期預金をセットした商品です。必要なときに定期預金の90%、最高200万円までご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
無利息型普通預金	「無利息で、いつでも払い出しを請求できること、及び決済サービスを提供できること」の3条件を満たす預金です。	出し入れ自由	1円以上
貯蓄預金	普通預金より有利な金利が残高段階別に設定されております。	出し入れ自由	1円以上
当座預金	会社や商店のお取引に欠かせない手形や小切手をご利用になれる預金です。	出し入れ自由	1円以上
通知預金	まとまったお金の短期間預け入れに最適な預金です。	7日以上	1万円以上
納税準備預金	納税資金を計画的に準備していただく預金です。	引出しは納税時	1円以上
定期預金	まとまったお金を有利な金利で安全に増やせる預金です。		
大口定期預金	大口資金の運用に適した、定期預金の中でも高利回りな預金です。	1ヶ月以上 5年以内	1,000万円以上
スーパー定期	1,000万円未満の資金の運用に適した定期預金です。	1ヶ月以上 5年以内	1,000円以上
期日指定定期預金	1年複利の有利な定期預金です。1年経過すれば、1ヶ月前に満期日を指定できます。	最長3年	1,000円以上 300万円未満
変動金利定期預金	金利情勢に応じて適用金利が6ヵ月ごとに変動する定期預金です。	1年以上 3年以内	1,000円以上
新型複利定期預金	お預け期間に応じて6段階の固定金利、半年複利で大きく増やせます。6ヶ月たてば自由にお引き出しできます。	最長5年	1,000円以上 1,000万円未満
年金定期預金	年金を自動受取りされているお客様及びご予約を頂いているお客様を対象とし、お一人様500万円以内で店頭表示金利に上乗せいたします。	1年	1,000円以上 500万円以内
介護支援定期預金	「要介護・要支援」の認定を受けられた方や介護に携わっておられるご家族の方を対象として、店頭表示金利に0.2%上乗せいたします。	1年	1世帯合計で 500万円以内
積立定期預金	一冊の通帳に、プランに合わせ自由な金額で積立てができます。	3ヶ月以上	1,000円以上
定期積金(スーパー積金)	目的にあわせて期間や金額を決め、毎月計画的に積立てる預金です。	6ヶ月以上 5年以内	1,000円以上
財形貯蓄預金	勤務先の財形制度を通じて有利な財産づくりができます。給料、ボーナスからの天引きですから、知らず知らずのうちに大きく貯まります。		
財形年金預金	将来の年金資金を貯める預金で、元本550万円(財形住宅と合算)までお利息が非課税です。	5年以上	1,000円以上
財形住宅預金	住宅取得のための資金を貯める預金で、元本550万円(財形年金と合算)までお利息が非課税です。	5年以上	1,000円以上
一般財形	貯蓄目的は自由です。課税対象となりますが、財形持家・進学融資の特典も受けられます。	3年以上	1,000円以上

ウイッシング・ブック定期預金(夢がかなう本)「えほん定期」 世界でたった一冊の、自分だけの本プレゼント!



世界でたった一冊の、自分だけの本プレゼント!

ウイッシング・ブック定期預金
(夢がかなう本)

えほん定期
ウイッシング・ブック(夢がかなう本)の
夢の物語が描かれた絵本を、お孫さん
や子供、お孫さんへのプレゼントに。
世界でたった一冊の、自分だけの本を
プレゼントしてあげてください。

お子さん(お孫さん)の
写真等を貼ってフセゼン
トするのも、効果的です。
※写真は印刷できません

お子さん(お孫さん)のお
名前やお友達の名前も
入れることができます。

「電子マネーチャージサービス」 Edy(エディ)



Edy(エディ)

本サービスは、お客さまの預金口座から
携帯電話の「おサイフケータイ」に、その
場でチャージ(入金)できるサービスです。
おサイフケータイひとつで、すぐにチャ
ージができるのでとても便利です。

◆融資商品

〔個人向けローン〕

種類	特色(内容)	期間	ご融資金額
住宅ローン	住宅新築、居住用土地購入、建売、中古住宅購入資金としてご利用いただけます。	35年以内	8,000万円以内
リフォームプラン	住宅の増改築、住居修繕費用等にご利用いただけます。	15年以内	1,000万円以内
カーライフプラン	新車、中古車購入資金、免許取得費用、車検費用等にご利用いただけます。	8年以内	500万円以内
教育プラン	お子様のご入学金、授業料、教材購入、引越代等にご利用いただけます。	10年以内 (据置期間あり)	500万円以内
介護支援ローン	高齢者の方の自立や介護に必要な機器、設備の購入、バリアフリー、介護施設入所一時金にご利用いただけます。	8年以内	500万円以内
フリーローン	お使いみち自由(但し、事業資金及び旧債返済は除く)です。	8年以内	500万円以内
かんたんローン	資金使途は自由とし、健康で文化的な生活を営むために必要な資金にご利用いただけます。	7年以内	300万円以内
かむてんカードローン	お使いみち自由、いつでもお近くのATMでご利用いただけます。	3年更新	20～100万円以内
きゃっする			50～300万円以内
ミニカードローン			10～100万円以内

〔事業者向けローン〕

種類	特色(内容)	期間	ご融資金額
事業者カードローン	事業資金をカードでご利用いただけます。	1年又は2年更新	2,000万円以内
経営サポート	設備資金や通常の運転資金等、事業資金にご利用いただけます。	10年以内	5,000万円以内

「くらし応援ⅠⅡⅢ」

- パートやアルバイト、主婦の方もお申込頂けます。ご融資利率は3タイプございます。



「かんたんローン」

- 担保・保証に過度に依存しない融資商品のひとつとして発売。スピード回答で支援します。



「きゃっする」

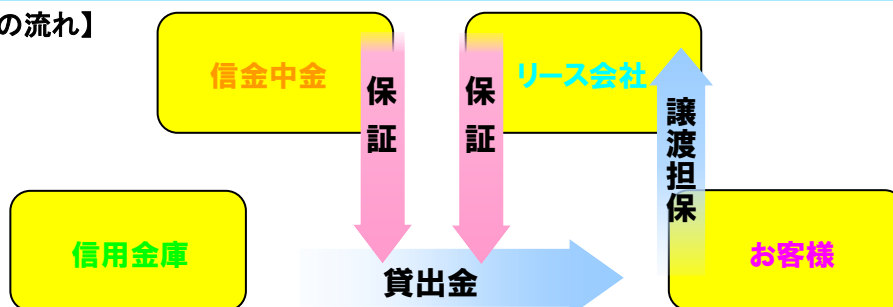
- パートやアルバイトの方もお申込できる、お使い道自由なカードローンです。



設備担保信用補完制度 しんきんMEサポート

- 全国の信用金庫の中央金融機関である信金中央金庫がA B L【アセット・ベースド・レンディング＝不動産以外の動産（在庫・機械設備等）、債権（売掛金等）を担保として借入れするローン】の取組みのひとつとして開始したサポート制度を導入しております。

【全体の流れ】



◆各種サービス

サービス名	特色(内容)
キャッシュカードサービス	全国の信用金庫のＡＴＭを始め、セブン・イレブンのセブン銀行ＡＴＭで入出金・残高照会ができます。また、銀行・ゆうちょ銀行・農協のキャッシュコーナーでは出金と残高照会がご利用できます。
自動振替	公共料金、各種保険料、税金、クレジットカードの利用代金などが、ご指定の預金口座から自動的に支払われます。
自動受取	給料、各種年金、配当金などがお受取日に自動的に、ご指定の預金口座に振り込まれます。
クレジットカード	栃東北しんきんカードの「ＶＩＳＡ」カードのお申し込みを当金庫の窓口でお取次ぎいたします。
デビットカード	「デビットカードお取扱い加盟店」でお買い物をする時、現金の代わりに当金庫のキャッシュカードを使ってお支払いいただけるサービスです。
貸金庫	預金証書、権利証、貴金属等お客様の大切な財産を安全に保管することができます。
夜間金庫	営業時間終了後、売上金などをその日のうちにお預かりし、翌営業日にご指定の預金口座へ入金いたします。
外貨両替	「円」から「米ドル」へ、「米ドル」から「円」に両替いたします。
アンサーサービス	電話、ファクシミリ、パソコンで振込明細や預金残高などの照会サービスがご利用できます。
ファームバンキング(FB) ホームバンキング(HB)	パソコンや専用端末機の操作で、ご家庭や事務所にいながら当金庫本支店をはじめ全国の金融機関へ振込ができます。また、預金の各種照会や給与振込等のサービスもお取り扱いできます。
テレホンバンキング	電話により、ご家庭や事務所にいながら預金の各種照会、他口座への振込・振替ができます。
モバイルバンキング	N T T ドコモの i モードサービス契約をなさっているお客様が利用できるサービスで、振込・振替・入出金明細照会・預金の残高照会ができます。
集金代行サービス	新聞代、家賃、会費等や売掛金の回収などあらゆる集金を、お客様に代わって口座振替の方法により代行いたします。
法人インターネットバンキング	インターネット経由で、残高照会、入出金明細照会、取引履歴照会、資金移動等が可能です。
スポーツ振興くじ(toto) 当せん金の払戻し業務	本店・大石田・天童の３店舗の窓口にて、スポーツ振興くじ(toto)の当せん金の払戻し業務を行っております。

カードご利用のお客様へ

カードは、預金通帳やお届け印と同様に、非常に大切なものです。万一、盗難にあわれたり、紛失された場合には、ただちにお取引店にご連絡ください。暗証番号は、他人に知られないよう、十分ご注意ください。とくに、暗証番号を記載したメモや、暗証番号を推測される手掛りとなるものは、カードと一緒に保管しないでください。カードの利用明細票は、必ずお持ち帰りください。

- 当金庫の職員が店舗外や電話で暗証番号をお尋ねすることは一切ありません。ご不審の場合には、すぐにお取引店にご照会ください。
- 総合口座（普通預金に定期預金にセットされた口座）の場合には、普通預金の残高がなくても預金引き出されてしまうことがあります。また、ＡＴＭには、窓口の営業時間外および土曜日、日曜日、祝休日にも移動しているものがありますので、盗難等の場合には、ただちにお取引店あるいは、**カード盗難紛失受付センター：フリーダイヤル 0120-793-714（24 時間対応）**にご連絡ください。

10万円を超える現金のお振込には本人確認書類の提示が必要です。

（マネーローナダリング／テロ資金供与防止のための本人確認手続に関する法令の改正に伴うものです。）

10万円を超える現金のお振込については「本人確認」が必要となります。このため、ＡＴＭによる10万円を超える現金のお振込はお取り扱いできません。キャッシュカードによるお振込みをご利用ください。また、窓口で10万円を超える現金のお振込をされる場合は「本人確認書類（注1）」により本人確認をさせていただきます。

※入学金、授業料の現金でのお振込、公共料金等のお支払いも対象になります。

※ご本人に代わってご来店の方の本人確認も必要となります。お客様には何かとご不便をおかけしますが、ご協力お願いいたします。

ＡＴＭによるお振込			
現金のお振込	10万円以下	○	従来どおりご利用いただけます。
	10万円超	×	ご利用いただけません。 「本人確認書類(注1)」をご用意のうえ、窓口までお申し付けください。
キャッシュカードによるお振込	当金庫カード	○	従来どおりご利用いただけます。(注2)
	他行カード	○	従来どおりご利用いただけます。(注2) お取引の金融機関により振込限度額が設けられておりますので、詳しくは直接お取引の金融機関へご照会ください。

窓口で10万円を超える現金のお振込をされる場合	
振込依頼書に必要事項をご記入のうえ、「本人確認書類(注1)」をご提示下さい。	
(注1) 「本人確認書類」：運転免許証、パスポート、国民年金手帳、各種健康保険証、身体障害者手帳、外国人登録証明書など。なお住民票、戸籍謄本等のご利用できません。	
(注2) 但し「本人確認法」に基づく本人確認が済んでいない口座のキャッシュカードを使って、10万円を超えるお振込はご利用いただけません。詳しくはカード発行金融機関へお問い合わせください。	

◆金融円滑化のための基本方針、金融商品に係る勧誘方針等

金融円滑化のための基本方針

新庄信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- (1) 金融円滑化管理方針を定め、中小企業等金融円滑化法の施行に伴う対応等を明確にし、実効性のある取組みを推進します。
- (2) 態勢整備を図るため、理事会において基本方針及び金融円滑化管理方針並びに金融円滑化管理規程の制定を決議しています。
- (3) 中小企業等金融円滑化法に基づく開示や当局への報告態勢を整備し、適切な公表に努めます。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

※なお、お客様からの貸付条件の変更等に関する苦情は、次の相談窓口をご利用ください。

新庄信用金庫 総務部内 金融円滑化苦情相談窓口

フリーダイヤル：0120-255-744

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 店舗内での勧誘については所定の営業時間内、訪問・電話による勧誘については午前9時から午後4時までといたします。ただし、事前にお客様からのご了解をいただいている場合を除きます。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

保険商品の窓口販売業務

当金庫では、お客さま一人ひとりの資産づくりの目的やライフサイクルに合わせた商品を提案しております。

また、お客さまに保険に対する関心を持っていただき、ご自身に合った保険であるかをご確認いただくために「保障診断サービス」を行っております。

【生命保険】

保険種類	保険商品	引受保険会社
個人年金保険	フコクしんらい定額年金(一時払型)	フコクしんらい生命保険株式会社
	フコクしんらい定額年金(積立型)	
	フコクしんらい定額年金(利率変動型)	
	たのしみFA3つの納得(一時払型)	住友生命保険相互会社
	たのしみVAプラス(積立型)	
終身保険	フコクしんらい終身保険(一時払型)	フコクしんらい生命保険株式会社
	ふるはーとS(一時払型)	住友生命保険相互会社
	ふるはーとW(一時払型)	
	一生のお守り	NKSJひまわり生命保険株式会社
	積立利率変動型終身保険	三井住友海上あいおい生命保険株式会社
医療保険	健康のお守り	NKSJひまわり生命保険株式会社
	フェミニース	
	ひとつdeあんしん	東京海上日動あんしん生命保険株式会社
	新医療保険α	三井住友海上あいおい生命保険株式会社
	一時払終身医療保険	

保険種類	保険商品	引受保険会社
がん保険	勇気のお守り	NKSJひまわり生命保険株式会社
	がん治療支援保険	東京海上日動あんしん生命保険株式会社
	Days	アメリカンファミリー生命保険会社
定期保険	家族のお守り	NKSJひまわり生命保険株式会社
	収入保障保険	三井住友海上あいおい生命保険株式会社

【損害保険】

保険種類	保険商品	引受保険会社
住宅ローン関連の 長期火災保険	しんきんグッドすまいる	幹事 共栄火災海上保険株式会社
債務返済支援保険	しんきんグッドサポート	幹事 株式会社損害保険ジャパン
海外旅行保険	しんきんグッドパスポート	共栄火災海上保険株式会社
積立傷害保険	セーフティ T	東京海上日動火災保険株式会社
傷害保険	標準傷害保険	共栄火災海上保険株式会社
	標準傷害保険 キッズプラン	

投資信託の窓口販売

当金庫では将来の生活設計のための魅力ある資産運用商品として、投資信託の取扱をしております。投資信託とは、投資家から集めた資金を1つにまとめて、運用の専門家が株式や債券などに投資、運用を行う商品です。投資信託は預貯金とは違い「投資」ですので、以下の点に注意が必要です。

- ◆投資信託は預金、保険契約ではなく預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また当金庫が取り扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- ◆当金庫は販売会社であり、投資信託の設定・運用は委託会社が行います。
- ◆投資信託は預金・金融債・保険契約における保険金額と異なり、元本および利回りの保証はありません。
- ◆投資信託は組入価値証券等の価格下落や組入価値証券の発行者の信用状況の悪化等の影響により基準価額が下落し元本欠損が生じることがあります。
- ◆投資信託の運用による利益および損失はご購入されたお客様に帰属します。
- ◆投資信託の取得のお申込に関しては、クーリングオフの対象ではありません。
- ◆外国の債券等に投資する投資信託は、投資国の為替相場の変動等により、資産価値の減少等の為替リスクを伴います。
- ◆投資信託には、購入時または換金時等に手数料のかかるものや、換金の際に信託財産留保額が控除されるものがあります。保有期間中には信託報酬等の費用が信託財産から支払われます。詳細は投資信託説明書(交付目論見書)で必ずご確認ください。
- ◆リスク内容等については各ファンドにより異なりますので、必ず投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。
- ◆投資信託をお申込みの際は、あらかじめ最新の投資信託説明書(交付目論見書)及び目論見書補完書面等で商品内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。投資信託説明書(交付目論見書)及び目論見書補完書面等は当金庫の投資信託取扱店窓口にご用意しています。

【主な手数料一覧】

●為替手数料

種目		取扱区分	当金庫		他行宛	
			同一店宛	本支店宛		
振込手数料	窓口扱い	電信	3万円未満	105円	315円	630円
			3万円以上	315円	525円	840円
		文書	3万円未満	105円	210円	630円
			3万円以上	105円	420円	840円
	ATM扱い	3万円未満	105円	105円	420円	
		3万円以上	105円	315円	630円	
	F B	3万円未満	無料	105円	420円	
		3万円以上	無料	315円	630円	
	H B	3万円未満	無料	105円	420円	
		3万円以上	無料	315円	630円	
	インターネットバンキング	3万円未満	無料	105円	420円	
		3万円以上	無料	315円	630円	
	テレホンバンキング	3万円未満	無料	105円	420円	
		3万円以上	無料	315円	630円	
	モバイルバンキング	3万円未満	無料	105円	420円	
		3万円以上	無料	315円	630円	
	総合振込手数料	3万円未満	105円	315円	630円	
		3万円以上	315円	525円	840円	
	定額自動振込	3万円未満	105円	210円	525円	
		3万円以上	105円	420円	735円	
代金取立手数料		至急扱い	420円	420円	840円	
		普通扱い	420円	420円	630円	
その他手数料		送金・振込組戻料	630円	630円	630円	
		取立手形組戻料	630円	630円	630円	
		不渡手形返却料	630円	630円	630円	

●その他手数料

小切手帳発行手数料	1冊(50枚綴)	630円
約束手形帳発行手数料	1冊(50枚綴)	840円
為替手形帳発行手数料		
自己宛小切手発行手数料	1枚	525円
マル専口座開設手数料	1件	3,150円
マル専手形用紙発行手数料	1枚	525円
残高証明書発行手数料		315円
貸金庫利用手数料	年間	5,040円
国債保護預り手数料	年間1先	1,260円
各種取引証明書発行手数料	1通	315円
取引明細検索システム利用料	1枚	105円
夜間金庫利用手数料	月額	5,250円
ファームバンキング基本手数料	月額	3,150円
ホームバンキング基本手数料	月額	1,050円
インターネットバンキング基本手数料	月額	3,150円
テレホンバンキング基本手数料	月額	210円
『iモード』モバイルバンキング基本手数料	月額	無料
アンサー自動通知サービス基本手数料	月額	無料
窓口両替手数料 (希望券種の合計枚数)	50枚まで	無料
	51枚～500枚	315円
	501枚～1,000枚	420円
	1,001枚～2,000枚	630円
不動産担保事務取扱手数料	2,001枚以上	※以降、1,000枚毎に315円を加算
	住宅ローン	31,500円
	住宅ローン以外	21,000円
	証書貸付の一括、一部繰上返済手数料 (残存期間1年超)	返済金額の2% 最低1,050円
証書貸付の条件変更手数料	住宅ローン	5,250円
	その他	3,150円

●A T M利用手数料

区 分	当金庫および他金庫のカード	他行のカード
平 日	08:30～18:00	無料
	18:00～21:00	105円
土 曜 日	08:30～14:00	無料
	14:00～19:00	105円
日曜・祝日	09:00～19:00	105円

※A T Mにより取扱業務・時間が上記と異なる場合がございます。

カード盗難紛失受付センター

0120-793-714

※24時間受付可能でございます。

●A T M利用時間帯

所在地	平 日	土 曜 日	日曜・祝日
店 内	本店		
	大石田支店		
	南支店		
	金山支店		
	天童支店		
	万場町支店		
	西支店		
	最上町支店		
店 外	東根出張所	09:00～21:00	09:00～17:00
	ヤマザワ新庄店出張所	08:30～21:00	08:30～19:00
	新庄市役所出張所	08:30～19:00	09:00～17:00
	ヨークベニマル新庄店出張所	10:00～21:00	10:00～19:00
	JR新庄駅ゆめりあ出張所	09:00～20:00	09:00～17:00

※取扱業務／入金、出金、振込、残高照会、通帳記帳

※A T Mのご利用に際しては、手数料がかかる場合がございます。

※駅前しんきんビル内A T Mは平成24年5月に廃止いたしました。

※詳しくは最寄りの窓口でお問い合わせください。

しんきんATM
ゼロネットサービス

◇平日 / 8:45～18:00の入出金
◇土曜 / 9:00～14:00の出金

※1 一部、A T Mがご利用できない地域・店舗もございます。
※2 取扱時間は本店支店同様の時間となります。

しんきんのキャッシュカードなら
全国のしんきんATMで

でご利用いただけます!

「しんきんゼロネットサービス」の特徴

- 「しんきんゼロネットサービス」は、北海道から沖縄までの47都道府県に設置されている全国信用金庫A T Mを手数料無料(※1、2)で利用可能なサービスです。
- 信用金庫のキャッシュカードをお持ちの場合、全国約2万台のしんきんA T Mでご利用ができます。
- お取引信用金庫のA T Mが設置されていない地域でも安心してご利用いただけます。

◆当金庫のあゆみ

SHINJO SHINKIN BANK 2012

当金庫は、大正12年6月に産業組合法により「新庄信用組合」として設立され、昭和27年7月に信用金庫法により改組され「新庄信用金庫」として、今日に至っております。

大正12年	6月	産業組合法により新庄信用組合を創設
昭和27年	7月	信用金庫法により新庄信用金庫に改組
昭和36年	2月	大石田支店開設
昭和39年	11月	本店事務所新築落成
昭和42年	10月	南支店開設
昭和45年	11月	金山支店開設
昭和47年	9月	創立50周年記念式典
昭和49年	3月	天童支店開設
昭和51年	10月	万場町支店開設
昭和54年	5月	オンライン稼働
	7月	本店を現在地に新築移転
昭和55年	10月	西支店開設
	11月	しんきんネットキャッシュサービス取扱開始
昭和57年	5月	新総合オンライン乗換開始
	9月	創立60周年記念式典
昭和59年	1月	証券業務取扱開始
	10月	駅前支店開設
昭和60年	3月	MMC取扱開始
	12月	日本銀行当座取引開始
昭和61年	10月	南支店を現在地に新築移転
	11月	日本銀行蔵入代理店契約締結
昭和63年	7月	東支店開設
	10月	大口定期預金取扱開始
平成 元年	1月	第三次オンラインスタート
	8月	店外ATM設置（新庄市役所）
平成 2年	3月	店外ATM設置（カルチャーパーク）
	4月	窓口業務取扱時間延長開始
	6月	スーパーMMC取扱開始
	10月	外貨両替業務取扱開始
	"	大石田支店新築
	12月	サンデーバンキング営業開始
平成 3年	2月	研修所（ベルグ・ホフ しんきん）開所
	6月	向町支店（現、最上町支店）開設
	11月	スーパー定期・大口定期（3年）取扱開始
平成 4年	4月	アンサー業務取扱開始
	6月	貯蓄預金・スーパー積金取扱開始
	10月	資金移動取引サービス開始
	11月	バンクPOSサービス開始
平成 5年	5月	店外ATM設置（ヨクベニマル 新庄店）
	10月	創立70周年記念式典
平成 7年	10月	金山支店を現在地に移転
平成 8年	11月	オンライン「ポスト第3次システム」稼働
平成 9年	2月	キャッシュコーナーの祭日稼働開始
	11月	オンライン「ポスト第3次システム」二次機能サービス開始
平成10年	1月	しんきん文化ホール（レキシントン新庄）完成
	4月	ATM平日稼働時間を21時まで延長開始
平成11年	3月	東北地区信金初のインストア・ランチ東根出張所（東根ジャスコ店）開設
	3月	ゆうちょ銀行とATM相互接続開始
	"	『えほん定期預金』発売
	4月	『アンパンマン定期預金』発売
	10月	『つばさ歓迎定期預金』発売
	11月	「iモード」モバイル・バンキングサービス開始
平成12年	3月	「デビットカード」サービス開始
	4月	山形新幹線開業記念旅行「四国三泊四日の旅」
	6月	テレホンバンキングサービス開始
	7月	駅前支店を廃止、本店に統合
	12月	しんきんATMゼロネットサービス開始（しんきんネット手数料の全国無料化）
平成13年	3月	スポーツ振興くじ toto 払戻し業務開始
	4月	長期火災保険の窓口販売開始
	11月	信用金庫法制定50周年記念全国大会

◇歴代の組合長・理事長

近岡 卯吉	大正12年	6月～昭和24年	11月
吉村 麟治	昭和24年	11月～昭和33年	5月
高山 四郎	昭和33年	5月～昭和37年	5月
森 清治	昭和37年	5月～昭和39年	5月
西田 芳松	昭和39年	5月～昭和44年	5月
井上 作松	昭和44年	5月～平成12年	4月
井上洋一郎	平成12年	4月～	

昨年度からの主な動き

平成23年	7月	レキシントン新庄にて「寺久保エレナカルテットジャズライブ」開催
	"	しんきん経済文化講演会
	9月	読売新聞特別編集委員 橋本五郎氏 しんきんゴルフ大会を開催
	10月	新橋演舞場「十月花形歌舞伎」ツアー企画
	12月	しんきんエグゼクティブクラブにて「高校生レストラン」の仕掛人である岸川政之氏講演会を開催
平成24年	2月	第10回最上地域バイオマスフォーラムパートⅡ開催、最上バイオマスサミット宣言を採択（バイオマスものがみの会）
	6月	復興支援旅行第2弾 亘理いちご狩りと白石温麺工場見学旅行を開催
平成14年	3月	『貯めごろ積金』発売
	4月	定期性預金ペイオフ解禁
	10月	生命保険窓口販売開始
	11月	『スピードくじ付定期預金』発売
平成15年	3月	個人向け国債取扱開始
平成16年	11月	無利型普通預金取扱開始
平成17年	6月	松井証券と当金庫営業窓口での証券の申込受付に関する業務提携開始
	10月	東支店を廃止、本店に統合
平成18年	4月	投資信託の窓口販売開始
平成19年	5月	東京大学大学院農学生命科学研究科とバイオマス（生物資源）の利用研究に関するアドバイザー契約締結
	12月	保険商品全面解禁による生命保険の窓口販売開始
平成20年	6月	第11回信用金庫社会貢献賞「地域活性化しんきん運動・優秀賞」受賞
平成21年	2月	新庄市消防団協力事業所として認定
	4月	山形大学工学部、同大学国際事業化研究センターと連携協力協定締結
	"	経済産業省の地域力連携拠点事業において山形大学パートナー機関採択
	9月	県内4信用金庫と山形銀行間ATM相互利用の業務提携、サービス開始
平成22年	3月	やまがた絆の森 しんきん結の森・ぐるっと花笠の森【新庄】協定締結
	"	経済産業省の中小企業応援センター事業において山形大学とともに採択
平成22年	7月	井上理事長が山形県信用金庫協会の会長に就任
平成22年	11月	井上理事長が黄綬褒章を受賞
平成23年	2月	県内4信用金庫と荘内銀行間ATM相互利用サービス「く（荘銀・しんきん）べんりだネ！っと」業務提携/3月開始
平成24年	3月	県内4信用金庫ときらやか銀行間ATM相互利用の業務提携、サービス開始

当金庫では、平成15年4月から平成17年3月まで、中期経営計画「チャレンジ21パートⅠ」として、各業務の変革・改善を行い、生産性向上を強力に進めてまいりました。

平成17年4月から平成19年3月までのパートⅡにおいては、新BIS基準（バーゼルⅡ）が導入され、平成19年4月から平成21年3月までの「チャレンジ21パートⅢ」及び平成21年4月から平成24年3月までの「チェンジ&チャレンジ21パートⅠ」として、「ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化」「事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給方法の徹底」「地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献」を主な柱とし、チャレンジ&ステップアップの期間として取り組んでまいりました。

そして今般、平成24年4月から平成27年3月までにおいて「チェンジ&チャレンジ21パートⅡ」として、下記のように取り組んでおります。

【計画期間】

平成24年4月1日から、平成27年3月31日まで（3年間）

【中期計画基本方針】

信用金庫業界全体の新長期経営計画策定要綱“第2次「しんきん『つなぐ力』発揮」3か年計画～地域の課題解決と持続的発展をめざして～”の計画理念を受け、平成24年度と25年度、26年度の当金庫の経営の基本方針を次のように設定しております。

信用金庫が地域の様々な主体を結び付ける役割（「つなぐ力」）を発揮し、お客様満足度が向上する金融サービスを提供することにより、新たな資金需要を生み出し、地域社会の持続的な発展に貢献することを目指す。

【上記基本方針を実践するための経営戦略項目】

1. 「顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮」
2. 「地域の面的再生への積極的な参画」
3. 「地域や利用者に対する情報発信」

【重点項目】

- ◆ この方針を推進するための戦略として、専門家派遣による取引先のコンサルティング事業支援、消費者ローンを中心とした融資増強、保険商品を中心とした預り資産の増強を引き続き行う。また、中小企業金融円滑化法が終了するまでの平成24年度の1年間、「出口戦略」として、専門家等による第三者的な視点や知見を積極的に活用し、取引先に対する抜本的な支援に注力する。
- ◆ 法人先に対しては、山形大学との連携による産学金連携横町のビジネスマッチング事業や、経済産業省の中小企業支援ネットワーク強化事業参画により、中小企業診断士、コンサルタント等の専門家を派遣し、顧客のニーズや地域情報を蓄積しながら、取引先の経営支援・相談等のサポートを行っていく。
- ◆ 個人先に対しては、引き続き「保障診断サービス」を活かした保険窓販に注力し、FP知識を活用してお客様に喜ばれるような提案営業を行っていく。

【地域金融機関としての当金庫の役割について】

信用金庫は、中小企業や地域住民のための協同組織による地域金融機関です。地域社会の繁栄を図るという使命のもと、お預かりしたお金は地域の中小企業、商店、個人にご融資しております。

いつの時代も活力ある中小企業の存在こそが、地域社会発展の礎です。そこで、地域の皆様に安定した資金をご提供できる金融機関が重要になってきます。

信用金庫は、一人ひとりの豊かな生活の実現や地域社会の発展のお手伝いをする為、地域に密着して培ってきた信頼関係をベースに、未来を担う地域の皆様へのご融資にお応えしております。日々の経営からご資産の運用、さらには従業員の生活設計など様々なご相談にも親身になってお応えしております。

【貸出運営についての考え方】

当金庫は「地域の皆様と共に、地域社会の繁栄に奉仕する」ことを基本方針としており、協同組織金融機関としての公共的使命を踏まえ、地元企業や地域住民の幅広いニーズに対して、積極的かつ迅速に資金を提供できるよう努めております。

ご融資に際しては、お客様の信用状況や事業計画、あるいは返済計画を十分に検討し、必要に応じて担保または信用保証協会などの保証をいただき、健全な融資姿勢を貫いております。

また、地域のより多くの皆様に円滑に資金を提供し、ニーズ、ビジネスチャンスに応じた金融機能の役割を果たすため、新BIS規制も考慮した健全な貸出運営を心がけております。

【資産の健全化について】

当金庫では、経営の健全化を高めるため、「資産の健全性」の確保に最優先で取り組んでまいりました。今後も、不良債権の発生を未然に防ぐため、資産管理体制の一層の充実を図ってまいります。

不良債権とは、金融機関の貸出したお金が一定期間経過しても返済されない貸出金の事です。その中で融資先の倒産等により返済が困難になった貸出金のことを「破綻先債権」といいます。

信用金庫は万一の場合に備え、担保（預金積金、有価証券、及び不動産など）をいただいたり、信用保証協会やその他の保証機関等による保証を付けたうえで、貸出を行っています。

また、貸倒れに備えて引当金も積んでおりますので、「破綻先債権」の全額がそのまま信用金庫の損失になるわけではありません。

最終的に回収が困難となることが見込まれる「実質破綻先債権」につきましても、業務純益（金融機関の基本的な業務の成果を示す利益指標）や貸倒引当金でカバーしております。

【監査法人による監査】

平成6年から7年当時、相次いで中小金融機関が破綻し、早急に金融システムの安定化を図る必要があり、このため、後に「金融機関等の経営安全性確保のための関係法律の整備に関する法律」が制定され、これに伴い信用金庫法等信用金庫をめぐる一連の法令が改正されました。

当金庫は、太陽A S G 有限責任監査法人により監査を受けております。同監査法人は、わが国の監査法人の中でセカンドティアのトップとして適切な組織規模を有し、一人ひとりがスペシャリストとしての多様性を追求しております。また、いわゆる“BIG6”の一角を占める国際会計事務所グループ Grant Thornton International のメンバーファームとして、国際的なレギュレーションをクリアする体制を整えております。

当金庫は会計監査法人の厳正的確な監査のもと、財務内容の健全性の確保・維持はもとより、一層の業務改革・体制の確立を目指してまいります。

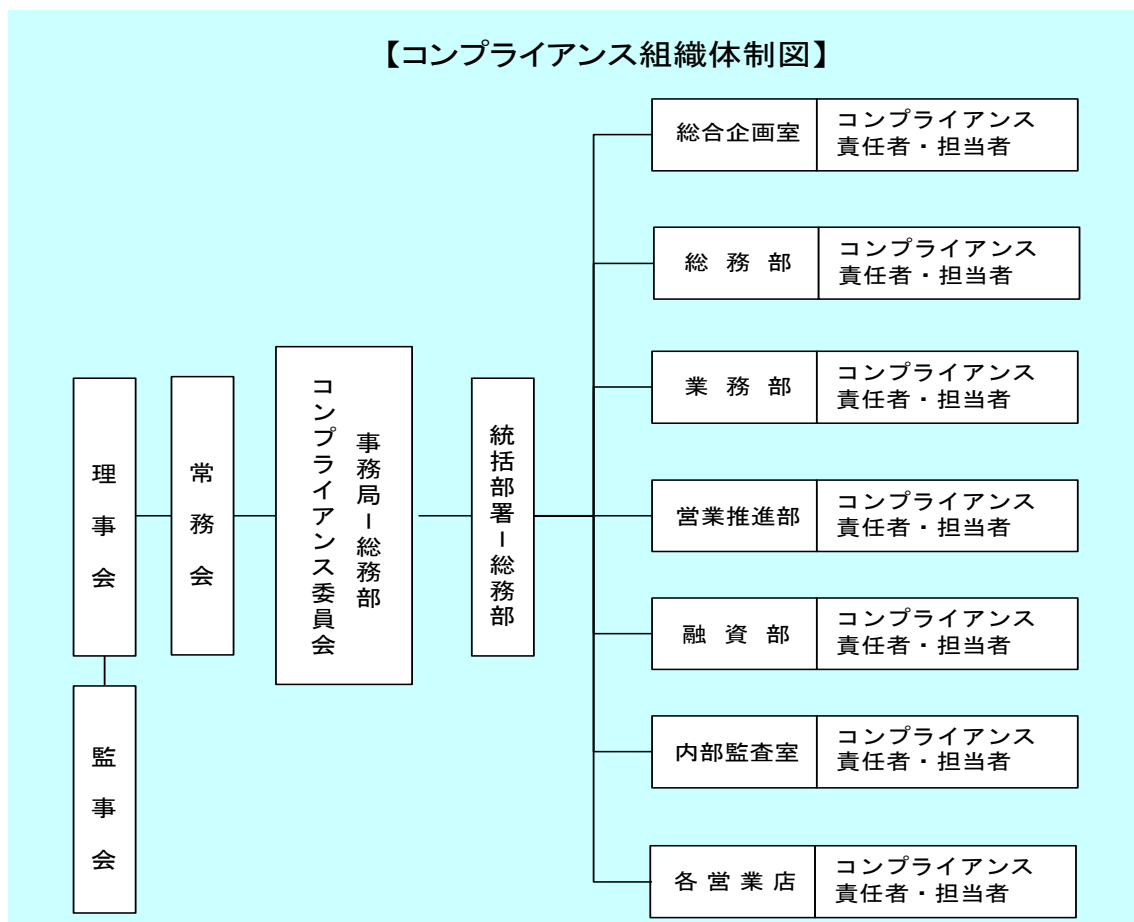
【法令等遵守（コンプライアンス）の体制の強化】

当金庫では、法令、社会的規範の遵守、すなわちコンプライアンスを重要な経営課題の一つとして認識し、これを徹底するため以下の施策を行っております。

まず、コンプライアンスに関する規範「倫理綱領」を制定し、全職員に配布しております。これは、当金庫が法令等遵守の基本方針として定めた5つの項目（1. 信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任、2. キメ細かい金融サービスの提供と地域社会発展への貢献、3. 法令やルールの厳格な遵守と適正な業務運営、4. 反社会的勢力の排除、5. 経営の自己責任原則と積極的ディスクローズとコミュニケーションの充実）からなる「新庄信用金庫倫理綱領」と、「法令等遵守規定」、「役職員基本的心得」、「セクシャルハラスメント防止規程」、「不祥事件の取扱いに関する規程」、「チェックリスト」、日常業務において遵守すべき主な法令等の手引きとしての、別冊「コンプライアンスマニュアル」から構成されており、単なる倫理規定に留まらず、役職員の具体的な行動規範を示したものです。そしてこの周知徹底をはかるため、毎年度、コンプライアンスプログラムを実施しております。

また、営業店等にコンプライアンス責任者・担当者を置き、自主勉強会等を通じて各役職員にコンプライアンスの徹底を図るとともに、日々の業務における法令、社会的規範等の遵守状況のチェックを行っております。

【コンプライアンス組織体制図】



【個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）】

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めております。また、個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）を公表し、個人情報の機密性・正確性の確保に努めております。

【金融ADR制度への対応】

〔苦情処理措置〕

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、店頭掲示で公表しています。苦情等は、当金庫営業日（9時～15時）に営業店または総務部（電話：0233-22-4222）にお申し出ください。

〔紛争解決措置〕

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務部」にお尋ねください。

【反社会的勢力に対する基本方針】

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- ・ 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として謝絶します。
- ・ 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し職員の安全を確保しつつ組織として対応し迅速な問題解決に努めます。
- ・ 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
- ・ 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力団追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- ・ 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

【「振り込め詐欺」等の金融犯罪について】

確実に値上がりするなどといって投資を勧誘する未公開株勧誘詐欺、医療費、税金、年金等の還付があるなどといって巧妙にATMを操作させてお金を振り込ませる詐欺が多発しています。また、お子さんやお孫さん、または警察官、弁護士、国税局・税務署員、社会保険事務所職員などになりすましお金を振り込ませる詐欺なども続発しています。お客さまにおかれましては、このような被害に遭われないように十分ご注意ください。

【業務継続計画（BCP）について】

業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、事件・事故や災害などが原因で、重要な業務が中断しないように、または中断してしまった場合に、復旧目標時間以内に重要な業務を再開できるように協力し、準備するための計画を言います。

当金庫では、BCPプロジェクト委員会を立ち上げ、業務継続が困難となる危機の発生時において、顧客・役職員の安全確保及び二次災害の防止に努め、優先的に継続すべき重要な業務の継続を図ることを目的とし、次の事項を基本方針としております。

- （１）お客様や地域住民、当金庫役職員等、人命の安全確保を第一に優先する。
- （２）地域住民の生活や経済活動の維持に必要な金融サービスを提供する。
- （３）当金庫の決済不能を防止し、社会全体への決済面での混乱拡大を抑制する。
- （４）金融機関としての経営面でのリスクを軽減する。

【当金庫における節電対策について】

当金庫では、今夏に向けて、政府が求める使用最大電力の需要抑制を踏まえ、地域社会の一員として社会的責任を果たす観点から、節電に関して積極的な取組みを推進してまいります。

●空調に係る節電

- ・ 冷房中の室温を原則２８度とすることの徹底
- ・ クールビズの徹底
- ・ 電算機室等個別空調機器の適切な温度設定

●照明に係る節電

- ・ 営業店及び事務室等常時照明が必要なエリアは、最低限の照明を確保しつつ、照明の大幅な間引き
- ・ 常時使用していないエリア（会議室、廊下等）は出来る限り消灯を徹底

●ＯＡ機器、その他の機器等に係る節電

- ・ 業務に支障をきたさない範囲でプリンタ、コピー機、ＦＡＸ等の稼働台数の削減
- ・ エレベーターの利用制限（階段利用の奨励）



節電に協力を！

おたぐも 新庄信用金庫

【当金庫節電推進ポスター】

【統合的リスク管理について】

基本的考え方

金融の自由化・国際化の進展、金融技術の発展等により、金融機関を取り巻くリスクは、一段と複雑、多様化し、経営におけるリスク管理の重要性が飛躍的に高まっております。このような金融環境のもと、当金庫はリスク管理の基本として、牽制機能を発揮した管理運営を通じたリスクの認識と把握を行うことが、リスクと収益・経営体力のバランスを考慮した適正な業務の遂行を可能にするものと考えております。

リスク管理の区分

①信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、企業や個人への貸出が回収不能、または利息が取立て不能になり、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少あるいは消滅し損失を被るリスクのことです。当金庫では貸出資産の健全性を維持するために貸出審査・管理部門を強化した厳格な審査態勢の構築や、内部研修の実施、外部研修への受講生派遣、本部から営業店への指導等により貸出審査能力の向上を図っております。また、有価証券等による資金運用においては、発行体の信用リスク等による元本リスクの存在を認識し、保有期間、信頼水準、業種別相関、デフォルト率等のデータにより、リスク量を算出し管理しております。

②市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランス資産を含む）の価値（現在価値）が変動し、損失を被るリスクおよび資産・負債から生み出される収益（期間収益）が変動し損失を被るリスクのことです。資産（貸出、有価証券など）・負債（預金など）双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券などの価格変動がもたらす「価格変動リスク」、さらに「為替リスク」からなる市場リスクに対応するため、当金庫では信金中金、証券会社等の情報交換を密にし、機動的に対応できる体制をとっております。また、フロント・オフィス（運用）、ミドル・オフィス（管理）、バック・オフィス（事務）の職責分離により、市場リスクの管理態勢の確立に向け、リスク管理委員会、ALM委員会における情報共有を図りながら取り組んでおります。

なお、主な市場リスクは以下の3つのリスクから構成されます。

○金利リスク

金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で、金利が変動することにより利益が低下ないし損失を被るリスク。

○為替リスク

外貨建資産・負債についてネット・ベースで資産超又は負債超ポジションが造成されていた場合に、為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失が発生するリスク。

○価格変動リスク

有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスク。

③流動性リスク管理

流動性リスクについては、支払準備資産を信金中金に預け入れるとともに、信金中金が流動性への対応を図るといった業界としてのバックアップ体制が整っております。今後とも、より健全な資産・負債のバランス、収益体質の維持・管理体制の充実に努めてまいります。

④オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、以下のリスクとしてとらえております。当金庫では、総合的な管理態勢の整備・確立を行い、業務の健全性・適切性を確保することを目的として、オペレーショナル・リスクの顕在化の未然防止および極小化に努めてまいります。

○事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を引き起こすことによるリスクのことです。当金庫では、本部業務部が営業店に対し定期的に臨店指導を実施する一方、店内検査の月例実施を義務付けているほか、日常の事務ミス防止のための内部規定を整備し、事故の未然防止のために万全の体制をとっております。

○システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動・不備等やコンピュータシステム等が不正に使用されることにより生じるリスクで、当金庫ではマニュアル及び要領等を作成し対策を講じております。

○法務リスク

法務リスクとは、金庫経営、金庫取引等に係る法令・庫内規程等に違反し、顧客に対する過失による義務違反及び不適切なビジネス・マーケット慣行から生じるリスクをいいます。当金庫では、コンプライアンス委員会にて、新業務、新商品、新サービス等の開始時等においてリーガルチェックを実施するなど、リスクの把握と適正な管理を行っております。

○人的リスク

人的リスクとは、人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）・差別的行為（セクシャルハラスメント等）から生じるリスクをいいます。その対策として当金庫では、定期的に職員に対しコンプライアンス・チェック等を行っております。

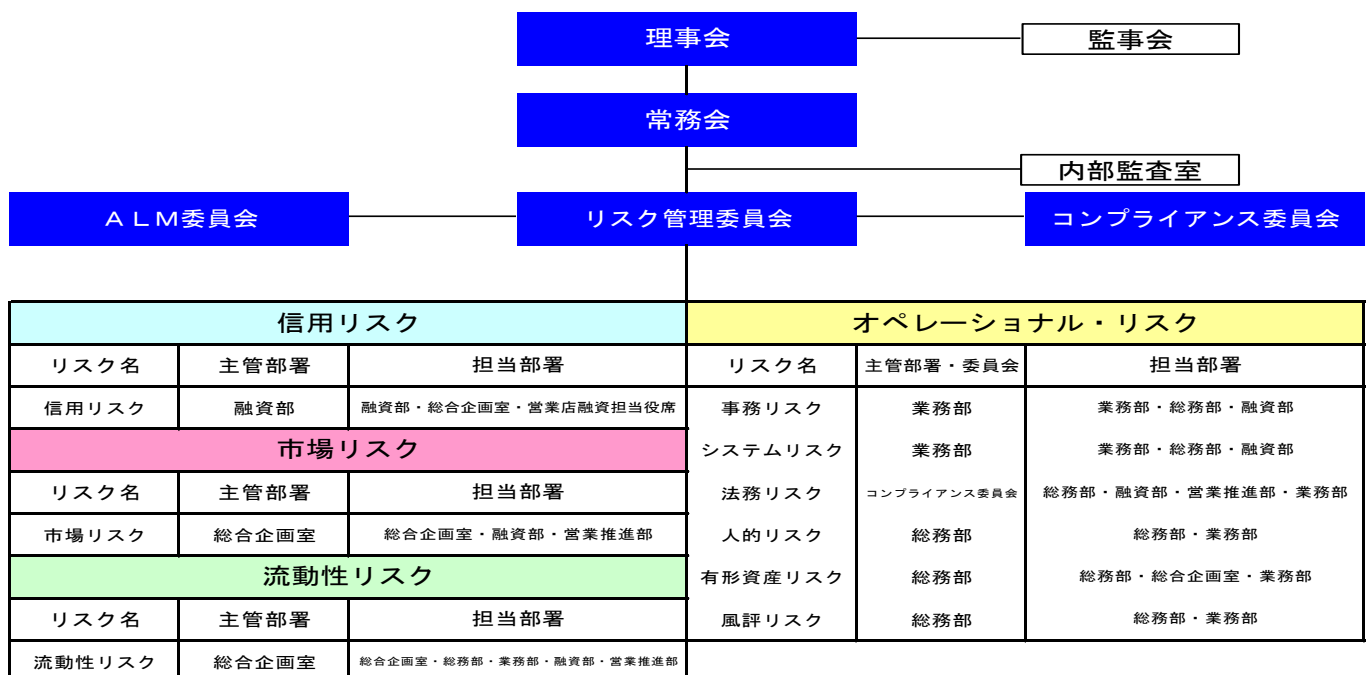
○有形資産リスク

有形資産リスクとは、自然災害等その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害等のリスクをいい、有事の際には、その対策としてマニュアル及び要領等を作成し対策を講じております。

○風評リスク

風評リスクとは、当金庫の評判の悪化や風説の流布等による信用不安等のリスクをいいます。その抑止策として、健全性確保と収益性向上を伴った経営力の強化とともに、適切な情報開示により経営の透明性を確保しております。

【統合的リスク管理体制図】



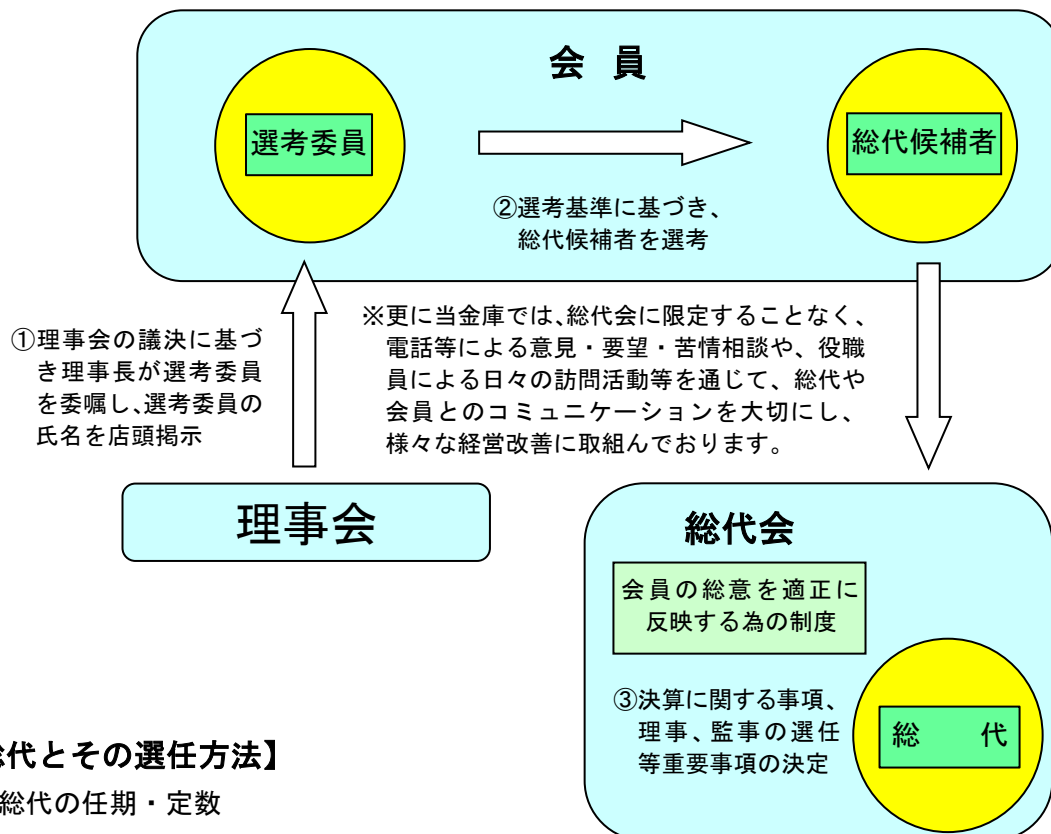
【信用金庫の特性】

協同組織の金融機関である信用金庫は、地域の皆様が利用者・会員となって互いに地域の繁栄を図る相互扶助の理念に基づき、限られた地域で金融サービスを提供する地域に根ざした金融機関であります。

株式会社である銀行は、収益面で株主の利益が優先されるのに対し、信用金庫は、会員や地域の皆様の利益が優先され、会員・お客様自らの自己実現と、経済的支援だけでなく、地域社会の文化的・社会的貢献をととして豊かな地域社会の実現を目的としております。

【総代会の機能について】

総代会は、当金庫の会員の中から定款に定める方法によって選任された総代で組織される、当金庫の最高議決機関です。



【総代とその選任方法】

1. 総代の任期・定数

- ・ 総代の任期は3年
- ・ 総代の定数は55人以上70人以内

(平成24年3月末現在会員数6,983名、平成24年6月22日現在総代数69名)

2. 総代の選任方法

- ① 会員の中から総代候補者選考委員を選任する
- ② その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する
- ③ その総代候補者を会員が信任する

3. 総代候補者の選考基準

- ① 総代としてふさわしい見識を有している者
- ② 良識を持って正しい判断が出来る者
- ③ 人格に優れ、金庫の理念・使命を十分理解している者
- ④ その他総代選考委員が適格と認めた者



CSR 取組み

(コーポレート・ソーシャル・レスポンジビリティ)

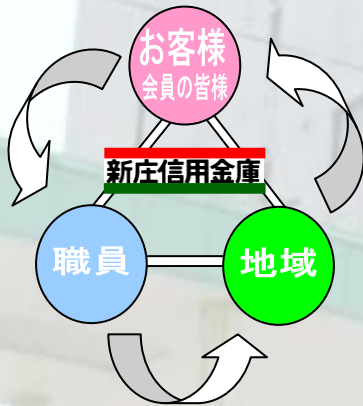
CSRとはCorporate Social Responsibilityの略で、一般的に「企業の社会的責任」と言われます。

～ご存知ですか？CSR～

企業の事業継続性(サステナビリティ)は財務諸表のみではなく、お客様、職員や地域社会などの存立基盤によって形成されるものであり、こうした多面的な配慮が、企業の将来的な発展において必須の条件であるという考え方です。協同組織である当金庫は、日頃の本業を通じた事業活動そのものが、CSR活動に結び付いております。



地域の老人保健施設へ車椅子を寄贈



◆ コーポレートガバナンス（企業統治）

・お客様の声に耳を傾けます。

当金庫では、お客様からいただいたご意見等を参考に、様々な活動を行っております。

- ・ 社会保険労務士との連携による「個別年金相談訪問」を年間67件実施いたしました。
- ・ 中小企業診断士による事業承継・IT相談や、コンサルタント、デザイナー等専門家による経営相談を年間89回実施しております。
- ・ 「中小機構国際化支援センター」の先生方による経営者様向けの「食品輸出商談会 at ビジネスマッチ東北2012春」海外バイヤー事前勉強会を、当金庫・（独）中小企業基盤整備機構の主催で開催し、25名のお客様に参加していただきました。



中小企業診断士・コンサルタント等による事業承継・経営相談

◆ ステークホルダー（当庫を取り巻くあらゆる利害関係者の方々）

・お客様からの相談にアドバイスできる様、努力しております。

当金庫では、法人のお客様の課題発掘・解決に関する取組みや、個人のお客様の現状・将来の生活設計に役立てるよう、ご相談機能、新商品の開発、サービスの一層の充実に向け、職員一丸となって国家資格であるファイナンシャルプランニング技能士の取得やその他認定資格獲得を目指し、努力してまいります。

<進捗状況>

- ・ 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会のAFP資格とCFP資格取得に向けた取組みを継続し、2級FP技能士資格(AFP資格)取得者合計が55名、AFPより上級資格のCFP取得者が2名となっております。
- ・ 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮として、「山形大学認定産学金連携コーディネーター」による企業支援事例の発表会を行いました。



「山形大学認定産学金連携コーディネーター」による企業支援事例発表会

◆ 産学金連携・ビジネスマッチング・地域貢献

- ・当金庫は、山形大学工学部、同大学国際事業化研究センターと、産学金の三者間連携協力協定を締結し、お客様の課題発掘・解決に関する取組みを行っております。
- ・昨年度は、経済産業省の中小企業の新事業展開や事業承継等を支援メニューにしている「中小企業応援センター事業」に参画、様々な支援を実行しました。

＜産学金連携・ビジネスマッチング関連：23年4月～24年3月＞

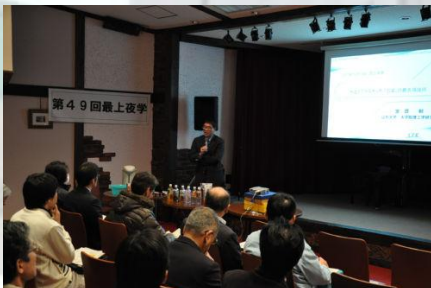
- ・「ビジネスマッチ東北2012春」において大手ネット通販サイトバイヤーや商社バイヤーに対しマッチングを支援。
- ・中小機構東北支部と連携し、東北地域貿易促進協議会が招聘する海外バイヤーとの商談会のための「食品輸出商談会 at ビジネスマッチ東北2012春の事前勉強会」を開催。参加企業のうち2社が、台湾、エジプトの業者からオファーを得たことを受け、更に海外進出フォローアップ支援を行った。
- ・山形大学と地域企業の橋渡しをするコーディネーター人材の育成研修である「山形大学認定産学金連携コーディネーター研修」において参画し、合格者を輩出。
- ・最上地域雇用創造促進協議会が主催した、山形大学国際事業化研究センター副センター長の柴田孝教授による「生産革新セミナー」において、当金庫がタイアップ。
- ・山形大学の企業向け勉強会に、当金庫のホールを提供するなどのバックアップを行い、取引先・地元企業全体と産学官とのネットワークづくりを推進。



山形大学、最上総合支庁と共に顧客の課題発掘・解決に関する取組みを展開



山形大学認定「産学金連携コーディネーター」認定証授与式



平成15年より、山形大学と最上総合支庁が行っている企業向け勉強会「最上夜学」を当金庫の本店敷地内にある音楽ホール（レキシントン新庄）にて開催



海外バイヤーとの商談会のための事前勉強会を開催



中小機構 国際化支援センターの専門家を招聘し海外進出フォローアップ支援を開催



第10回最上地域バイオマスフォーラムパートII開催、最上バイオマスサミット宣言を採択



新庄市花と緑のまちづくり市民会議「植栽整備事業：せせらぎ市民花壇」にて花の苗を植栽

◆ エコロジー・社会貢献

- ・NPO法人バイオマスもがみの会と共に、バイオマス（生物資源）の利用に関する普及啓発活動や、企業の森づくり活動、新庄「小さな親切」の会の新庄事務局の運営等、明るく住みよい地域社会づくりに貢献しています。

※その他、商店街の清掃活動、花の苗プレゼントや、節電・夏季クールビズ運動等をおこなっております。

＜バイオマス関連：23年4月～24年7月＞

- ・NPO法人バイオマスもがみの会が主催する「第10回最上地域バイオマスフォーラムパートI、II」開催、「最上バイオマスサミット宣言」採択の支援
- ・NPO法人バイオマスもがみの会と共に、県民みんなで支える森・みどり環境公募事業・県民参加の森づくりとして「やまがた絆の森『しんきん結（ゆい）の森・ぐるっと花笠の森【新庄】』」の活動を行っております。

＜「小さな親切」の会、社会貢献関連他：23年4月～24年7月＞

- ・新庄「小さな親切」の会事務局として、あいさつを通じて子どもたちの心づくりを推進する「あいさつ運動推進校」に対する支援や、アルミ製車椅子の贈呈、清掃活動等を行いました。
- ・企業の森づくり活動の一環として、「木チップ遊歩道整備活動」や、「親子による木チップ遊歩道の鳥の巣箱作りと設置イベント」を行いました。
- ・新庄市花と緑のまちづくり市民会議による「植栽整備事業：せせらぎ市民花壇」に参画し花の苗を植栽しました。

「地域密着型金融の取組み状況」(平成23年4月～24年3月)

新庄信用金庫

項 目	取組み内容	成果(効果)
1. ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化		
(1) 創業・新事業支援 (2) 経営改善支援 (3) 事業再生	・創業・新事業支援、新分野進出支援等を、各方面と連携・情報を共有し、育成・強化を図っていく ・数値目標として「創業・新事業支援等ローン件数」(NPOローン・創業支援「街のお手伝い」含む)を設定 24年3月目標 27件 ・当金庫理事長が代表を務めるバイオマス普及のNPO法人への支援、同NPO法人と一緒に、地方自治体(県・市・町)と共催で毎年バイオマスフォーラム等を開催 ・取引先企業に対する事業再生、経営改善に役立つ支援等	・新分野進出・新事業創出等に対する各方面との連携・情報の共有化や営業店の動きが、新規事業開発継続・新分野進出等に徐々に結びついている。実績は、「NPOローン」実績3件、100百万円、「創業・新事業支援資金」実績10件、210百万円 創業・新規事業融資実績13件、221百万円 ＜数値目標に関する達成状況＞ 「創業・新事業支援等ローン件数」 24年3月目標 27件 24年3月実績 13件 ・NPO法人バイオマスがみの会との協力により「第10回最上地域バイオマスフォーラム：パートI、パートII「地域資源の活用による再生エネルギーの地産地消を！」を開催し、ここでは、最上地域の8市町村長と共に「最上バイオマスサミット宣言」(「最上地域バイオマスサミット」を通じて、地域に存在する多様な資源を再生可能エネルギーとして地域で活用を進めていくことが、持続可能な地域循環型社会の構築や地域の振興につながるものと共通認識を持つもの)を採択 ・山形大学との協定に基づく顧客の課題解決と経済産業省「中小企業支援ネットワーク強化事業」参画の取組みとして、大学と共に顧客の課題発掘・解決に関する取組みを展開、取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化につながる具体的な取組みを行った ・上記取組みの結果、取引先企業に対する支援として、専門家等派遣合計実績が89件となった ・山形大学との産学連携模範町のビジネスマッチング事業として、アグリビジネスマッチカタログ「いい食観!やまがた」(vol.2)の掲載先を含む当金庫エリア内のお取引先22先に対し、宮城で開催された「ビジネスマッチ東北2012春」において出展・販路拡大マッチングを支援、そのうち2社が、台湾、エジプトの業者からオファーを得て、海外進出フォローアップ支援を行った
2. 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底		
(1) 担保・保証に過度に依存しない融資等への取組み (2) 収益管理態勢の整備と収益力の向上	・担保・保証に過度に依存しない、キャッシュフローを重視した融資商品等による資金供給方法の多様化 ・中央機関・業界団体が有する各種業務支援・補完機能を活用した取組み ・経営の健全性を前提とした収益性を強化・向上に関連する数値目標として「コア業務純益」を設定 24年3月目標 370百万円 ・企業の将来性や技術力を評価できる目利き能力の育成を目的とした研修への参加、理事長ミーティングの実施 ・業界内主催の研修への参加、通信講座の積極的受講 ・中小企業に対するコンサルティング機能提供の一層の強化として、個人や小規模事業者に対するファイナンシャルプランナー機能提供のための取組み	・「NPOローン」 実績 3件、100百万円 ・「かんたんローン」 実績 511件、442百万円 個人保証・不動産担保に過度に依存しない融資等への取組み 実績 514件、453百万円 ・導入した信金中央金庫によるABLを含む動産・債権譲渡担保融資形態を取る設備担保信用補充制度「しんきんMEサポート」の活用検討 ＜数値目標に関する達成状況＞ 「コア業務純益」 24年3月目標 370百万円 24年3月実績 497百万円 ・外部研修参加の実績について、業界内研修参加は延べ49名で、その内企業の将来性や技術力を評価できる目利き能力育成の研修参加は、合計2名
3. 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献		
(1) 地域全体の活性化、持続的な成長を視野に入れ一体的な「面」的再生への取組み (2) 地域活性化につながる多様なサービスの提供	・バイオ関連新規事業開発やNPO育成、新分野進出・新事業創出等、東京大学大学院や山形大学、県や市町村、中小企業支援センターと連携しながら創業・新事業の支援に取り組む ・地域が一体となった独自の魅力を形成する活動のため、当金庫独自の取組みを行う ・山形大学の企業向け勉強会に、当金庫のホールを提供するなどのバックアップを行い、取引先・地元企業全体と産学官金とのネットワークづくりを推進 ・山形大学工学部、山形大学国際事業化研究センターと地元中小企業の事業支援のための連携協力協定締結を基に、地域密着の金融機関である信用金庫の情報力を生かし、大学の研究技術等を地元企業のニーズと効果的に結び付け、地域産業の新たな取組みや新事業の創出、各種課題解決などを支援 ・「2級FP技能士資格」取得の継続。同時に、日本ファイナンシャル・プランナーズ協会のAFP資格とCFP資格取得に向けた取組みを継続。「2級FP技能士資格」取得率を高め、個人資産相談業務及び資産設計提案機能の提供、同時に、身近な情報提供・経営指導・相談ができるよう、知識・経験の習得推進を行う。また、中央機関・業界団体が有する各種業務支援・補完機能を適切に活用した取組みとして、業界内研修会に参加 ・「FP技能士資格取得率(総合職に該当する職員数比)」を設定	・理事長が代表を務めるNPO法人と連携しながら、フォーラム、ワークショップ、セミナー、地域振興・地域活性化を目的とした企業の森づくり等を開催し、産学官地域一体ネットワークづくりを中心に行った ・「2級FP技能士資格」取得率を高め、顧客に対する個人資産相談業務及び資産設計提案機能の提供ができるよう、引き続き知識・経験の習得推進等を継続し、2級FP技能士資格(AFP資格取得者)合計は55名、上級資格のCFP合格者が2名 ・「FP技能士資格取得率(総合職に該当する職員数比)」 24年3月実績 78.57% ・山形大学工学部、山形大学国際事業化研究センターと地元中小企業の事業支援のための連携協力協定に伴う活動の継続 ・国の小規模企業等支援メニュー「中小企業応援センター事業」に参画し、中小企業に対する様々な支援、経営診断等の支援を実行

新庄信用金庫と地域社会

～ 地域に根ざしたコミュニティバンクをめざして ～

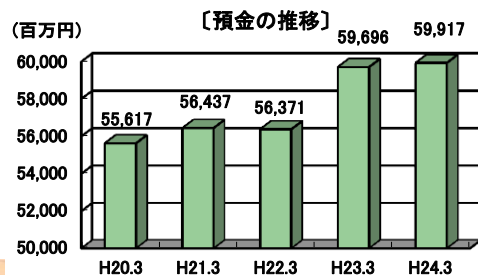
< 当金庫の地域経済活性化への取組みについて >

当金庫は山形市以北の村山、新庄・最上地域を事業区域として、地元の中小企業者や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

地元のお客様からお預かりした大切な資金（預金積金）は地元で資金を必要とするお客様にご融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

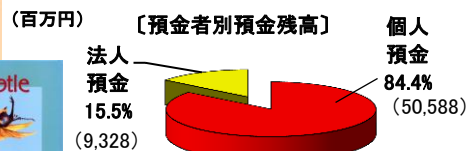
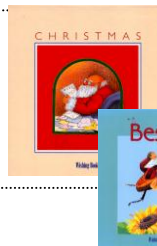
◆預金積金残高 【59,917百万円】

当金庫では、地域のお客様の堅実な資産づくりのお手伝いをさせていただいております。より多くのお客様からご利用いただけるよう、新商品の開発やサービスの一層の充実に向けて努力してまいります。



「えほん定期」(夢がかなう本)

えほんの主人公に、お子様等のお名前が入った、世界でたった1冊の自分だけのオリジナル絵本をプレゼントします。



新庄信用金庫

預金積金／出資金

「地元」で預けて頂いたお金は「地元」へ。

貸出金／支援サービス

◆貸出金残高【38,445百万円】

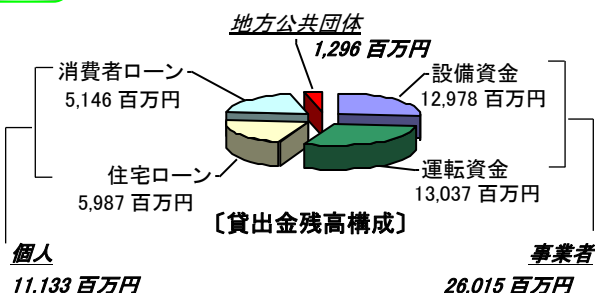
預金積金に対する割合【64.1%】

地元のお客様からお預け入れいただいた預金積金につきましては、お客様の様々な資金ニーズに応え、地域経済の活性化に資するためにご融資を行い、地域社会に還元しております。その結果、個人のお客様を含めた地域の事業者の皆様に対し、総貸出金の約93.6%をご融資しております。

◆取引先への支援等

当金庫は、業績低下に苦慮しているお客様に親身になって相談し、打開のための改善策や経営改善計画書等へのアドバイスをするなど、金銭面だけでなく生きた支援を心掛けております。

また、お取引先事業経営者への情報提供と、異業種交流・親睦を図る場として「しんきんエグゼクティブクラブ」を運営し、経済・文化講演会や会計啓発セミナー等を開催し、お取引先様の発展と繁栄のお手伝いをしております。



◆新規創業支援

地域の活性化を図るため、創業支援資金として「コミュニティローン」や街づくりを支援する「NPOローン」がございます。



地域のお客様／会員の皆様

しんきんのイベント

信用金庫の日（毎年6月15日）

全国の信用金庫が各種イベントを開催しております



つきたての餅やこんにやく、アイスクリームが振る舞われます

お客様感謝デー

毎月15日に花の苗、アメ、風船等をプレゼント



地域再発見ツアー・小旅行

地域の知られざる名所や施設などを見学する「再発見ツアー」や小旅行等を開催しております



正月もちつき(本店)

つきたてのお餅やこんにやく等が振る舞われ、職員が晴着でおもてないたします



親睦

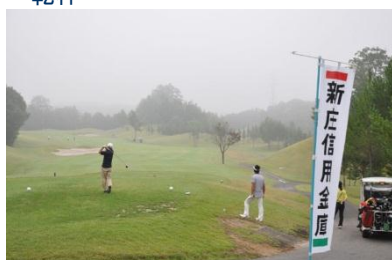
毎年「ビールパーティー」、「しんきんゴルフ大会」、「懇談会・懇親会」、「支店イベント」等を開催しております



当金庫屋上で風景を眺めながら乾杯



会員様によるダーツ大会



新庄アーデンゴルフクラブにて「しんきんゴルフ大会」を開催



SEC会員の皆様を招いての演奏会

講演会・セミナー

しんきん文化講演会



しんきん経済文化講演会にて読売新聞特別編集委員の橋本五郎氏をお招きして講演会を開催



しんきんエグゼクティブクラブにて「高校生レストラン」の仕掛人である岸川政之氏講演会を開催

しんきんの社会貢献活動

地域の子どもたちと共に



新庄地区サッカー協会の「キッズサッカースクール」にて使用するエコビブス、応援横断幕を寄贈いたしました
新庄地区サッカー協会には、キッズ及びジュニア世代668名が所属しております



新庄地区サッカーのレベルアップを目的とし、U-11(小学5年生以下)を対象とした新庄フットボールクラブ主催の8対8によるサッカー大会「新庄信用金庫杯」を開催いたしました



地元地区内の中学1・2年生約50名が参加する「最上地区中学校英語暗唱大会」の会場として6Fホールを貸し出しております

青少年の健全育成



天童・山形の幼稚園の遠足を受け入れ
(総勢約130名の園児たちの新幹線旅行)



夏休み学習教室(6階ホール)



中学校、高校、専門学校生、大学生のインターンシップ受入れ、金融機関の就業体験や、ビジネスマナー、作法等を学習していただいております



ボランティア



新庄「小さな親切」活動の一環で駅周辺を清掃



毎月15日各商店街等を一齐清掃

国重要無形民俗文化財「新庄まつり」



「新庄まつり」は、藩政時代の宝暦6年(1756年)から250年の歴史をもつ日本一の山車パレードで、新庄市内各本支店での水出しや、職員自ら山車の製作、引き手、お囃子として参加をしております。毎年8月24日から26日まで、華麗な歴史絵巻が繰り広げられます

メセナ

本格的なコンサートを楽しんでいただける音楽ホールとして、さまざまなコンサートやイベント等を開催しております



レキシントン新庄(しんきん文化ホール)は、本店敷地内にある音楽ホールです

「エコロジーガーデン“原蚕の杜”」応援定期預金・定期積金による新庄市への寄付

新庄市エコロジーガーデン「原蚕の杜」（げんさんのもり）は、昭和9年に開設された農林省蚕業試験場福島支場新庄出張所の跡地に平成14年9月開園いたしました

新庄市では、長い歴史と美しい自然の中で培われてきた跡地の環境を、誇りをもって後世に継承していくことができる重要な歴史文化資源と位置付け、これらを市内外の人々との多面的な関わりの中で育んでいく基本構想を策定しております

当金庫ではこの活動を応援しており、「エコロジーガーデン“原蚕の杜”」応援定期預金・定期積金残高の0.1%相当額を協賛金として、新庄市へ150万円を寄付しました



新庄市からの感謝状



寄贈式は4月27日に新庄市役所にて行われ、山尾新庄市長に寄付いたしました

新庄FC(フットボールクラブ)へユニフォーム、キッズサッカースクールへビブス・横断幕を寄贈

青少年の健全な育成とスポーツの活性化を目的とし、最上地域代表として山形県リーグYリーグ1部での活躍が期待される、新庄地区サッカー協会「新庄フットボールクラブ」に対しまして、ユニフォームを寄贈させていただきました

また、同協会が手掛ける「キッズサッカースクール」に対しまして、ビブスと横断幕も合わせて寄贈させていただきました



経済産業省事業「中小企業支援ネットワーク強化事業」、産学金連携横町の取組み



平成23年度は、山形大学と県内4信用金庫で形成する産学金連携横町のビジネスマッチング事業として、平成24年3月13日に宮城で開催された「ビジネスマッチ東北2012春」において、お取引先22先に対し出展・販路拡大マッチング支援を行いました

出展前には、中小機構東北支部と連携し、東北地域貿易促進協議会が招聘する海外バイヤーとの商談会のための「食品輸出商談会 at ビジネスマッチ東北2012春の事前勉強会」を開催しました

出展後は、参加企業のうち2社が、台湾、エジプトの業者からオファーや相談を得たことを受け、更に海外進出フォローアップ支援を行いました

また、中小企業が抱える経営課題への支援体制を強化するため、各方面からなるネットワークを構築し、支援機関の連携強化と支援能力の向上を図ることを目的とした「中小企業支援ネットワーク強化事業」に参画し、様々な支援を実行しております



「ビジネスマッチ東北2012春」-産学金連携横町-開会式、ブース風景

平成23年度 やまがた絆の森における里山地域の「森づくり活動」

山形県の森づくりによる二酸化炭素削減の推進、地域活性化などを旨とした「やまがた絆の森プロジェクト」において、新庄信用金庫、山形銀行、山形県、柴草山管理組合（新庄市内）、新庄市の5者間で「やまがた絆の森『しんきん結（ゆい）の森・ぐるっと花笠の森【新庄】』」として協定を締結し、活動を継続しております

このプロジェクトで私どもは、地域住民、企業が気軽に森づくりを行い、活動成果を実感できる仕組みを構築するためにバイオマスものがみの会等と共にコンソーシアムを形成し、平成23年度から24年度前半にかけて下記の活動を行いました



平成23年10月29日（土）
「木チップ遊歩道整備 第2弾」

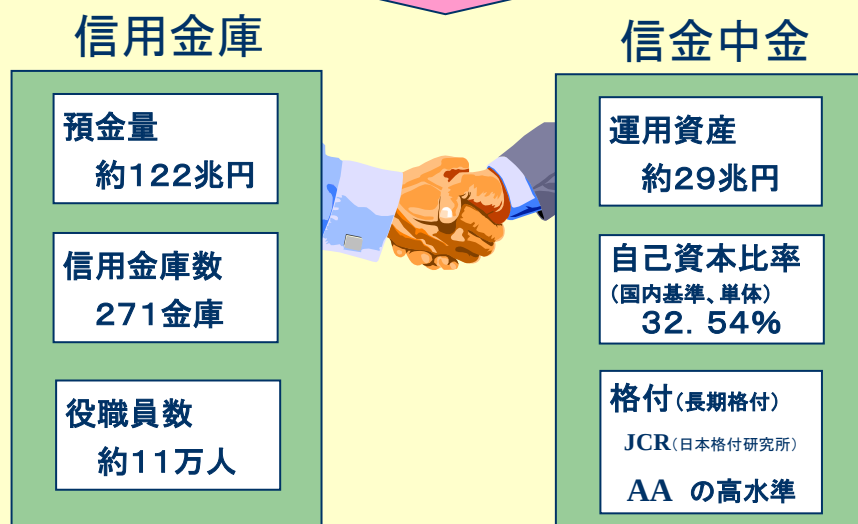
- ・101名の参加者で片道300メートルの山道遊歩道に木チップを敷いて整備しました



平成24年4月21日（土）
「親子『野鳥の巣箱』作りと設置イベント」

- ・36名の親子で野鳥の巣箱を組み立て、子供たちが制作した巣箱にお気に入りのカラフルな絵を書きこみ、木チップ遊歩道沿いに設置しました

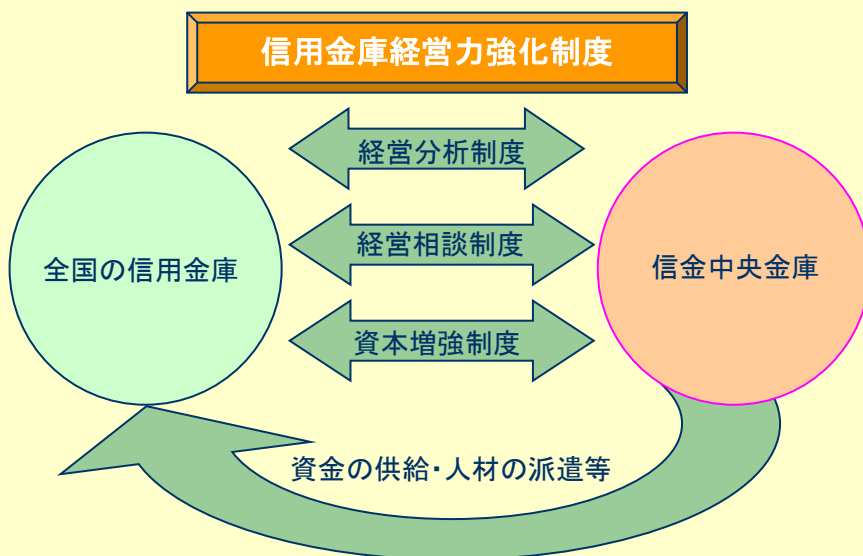
信用金庫は、全国津々浦々強力なネットワークを造りあげています。
そして、高格付けの信金中央金庫と堅い絆で結ばれています。



信金中金は、信用金庫の中央金融機関として昭和25年に設立され、平成12年12月22日には優先出資証券を東京証券取引所に上場しております。

また、「個別金融機関」と「信用金庫のセントラルバンク」という2つの役割を併せ持つ金融機関であり、平成24年3月末現在の資金量は、信用金庫から預けられた資金と金融債を発行して調達した資金等を合わせて25兆5,749億円にのぼっています。信金中金は、わが国有数の規模と効率性を有する金融機関であり、数少ない金融債発行機関でもあります。

R & I (格付投資情報センター)	A ⁺
S & P (スタンダード&プアーズ)	A ⁺
Moody's (ムーディーズ)	A1
【長期格付】平成24年3月末現在	



経営分析制度・・・信用金庫から業務および財産の状況等に関する資料の提供を受け、当該資料にもとづき客観的に信用金庫の経営分析を行う制度です。
経営相談制度・・・経営全般または個別課題に関する経営相談を実施し、信用金庫の経営力を強化する制度です。
資本増強制度・・・信用金庫の資本増強を支援する制度です。

CONTENTS

	頁
◆単体財務諸表	30 ~ 33
◆新自己資本比率規制(バーゼルⅡ)第3の柱に係る開示	34 ~ 44
◆諸比率	45
◆損益の状況	45 ~ 46
◆営業の状況	47 ~ 50
◆貸倒引当金の状況	51
◆リスク管理債権の状況	52
◆金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況	53
◆時価情報・退職給付会計	54 ~ 57
◆報酬体系について	57

【単体財務諸表】

●貸借対照表

(単位:千円)

科 目	金 額	
	23年3月31日現在	24年3月31日現在
(資産の部)		
現金	798,847	838,658
預け金	13,384,470	13,189,894
金銭の信託	199,295	100,000
有価証券	10,848,639	10,764,543
国債	54,334	103,700
地方債	8,566	8,686
社債	1,095,534	795,075
株式	330,526	361,720
その他の証券	9,359,678	9,495,361
貸出金	38,188,633	38,445,526
(うち金融機関貸付金)	(1,000,000)	(1,150,000)
割引手形	242,973	426,002
手形貸付	3,211,676	3,178,968
証書貸付	33,084,434	33,318,592
当座貸越	1,649,549	1,521,962
その他資産	389,586	382,965
未決済為替貸	2,899	4,051
信金中金出資金	195,500	195,500
未収収益	135,794	111,583
未収還付法人税等	-	20,878
その他の資産	55,392	50,952
有形固定資産	715,390	706,096
建物	181,907	171,630
土地	422,337	422,337
その他の有形固定資産	111,146	112,128
無形固定資産	5,130	4,304
ソフトウェア	2,074	1,298
その他の無形固定資産	3,056	3,005
繰延税金資産	587,811	585,879
債務保証見返	771,507	571,747
貸倒引当金	△1,829,875	△1,583,543
一般貸倒引当金	△230,123	△125,639
個別貸倒引当金	△1,599,751	△1,457,903
資 産 の 部 合 計	64,059,438	64,006,073

(単位:千円)

科 目	金 額	
	23年3月31日現在	24年3月31日現在
(負債の部)		
預金積金	59,696,093	59,917,182
当座預金	359,738	353,814
普通預金	15,116,734	16,633,018
貯蓄預金	32,582	35,232
定期預金	40,974,525	40,723,699
定期積金	2,977,456	2,002,531
その他の預金	235,055	168,885
借入金	13,800	11,040
借入金	13,800	11,040
その他負債	181,155	143,765
未決済為替借	9,578	14,911
未払費用	77,299	61,445
給付補てん備金	25,138	5,282
未払法人税等	1,712	1,669
前受収益	26,152	21,781
職員預り金	35,345	32,652
その他の負債	5,928	6,024
賞与引当金	39,737	36,253
退職給付引当金	100,696	87,333
役員退職慰労引当金	74,690	85,650
睡眠預金払戻損失引当金	3,298	2,771
責任共有制度引当金	2,842	1,933
債務保証	771,507	571,747
負 債 の 部 合 計	60,883,820	60,857,677
(純資産の部)		
出資金	209,977	213,542
普通出資金	209,977	213,542
利益剰余金	3,651,664	3,708,239
利益準備金	208,527	209,977
その他利益剰余金	3,443,136	3,498,262
特別積立金	3,180,000	3,330,000
(うち経営基盤強化積立金)	(1,650,000)	(1,800,000)
当期末処分剰余金	263,136	168,262
処分未済持分	△1,015	△265
会員勘定合計	3,860,627	3,921,517
その他有価証券評価差額金	△685,008	△773,121
評価・換算差額等合計	△685,008	△773,121
純資産の部合計	3,175,618	3,148,396
負債及び純資産の部合計	64,059,438	64,006,073

(注)

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握する事が極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有価証券運用を主目的とする合同運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、上記2.と同じ方法により行っております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	12年～41年	その他	3年～20年
-----	---------	-----	--------
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
- その他の債権に係る貸倒引当金は、時価が帳簿価額を下回ったゴルフ会員権について預託保証金と時価の差額を計上しております。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、「退職給付会計に関する実務指針」（中間報告）（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（直近の年金財政計算上の責任準備金を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。

また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれに関する補足説明は次のとおりであります。

 - 制度全体の積立状況に関する事項（平成23年3月31日現在）

年金資産の額	1,358,815百万円
年金財政計算上の給付債務の額	1,630,641百万円
差引額	△271,826百万円
 - 制度全体に占める当金庫の拠金拠出割合（平成23年3月31日現在） 0.0785%
 - 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高255,938百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間16年10ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、特別掛金16百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

11. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
12. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
13. 責任共有制度引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
14. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
15. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
16. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 3百万円
17. 有形固定資産の減価償却累計額 1,318百万円
18. 有形固定資産の圧縮記帳額 111百万円
19. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電話交換機については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
20. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,018百万円、延滞債権額は1,506百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
21. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
22. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は937百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
23. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,462百万円であります。
なお、20.から23.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
24. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の事業年度末残高の総額は7百万円であります。
25. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金銭取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は426百万円であります。
26. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
預け金 0百万円 有価証券 51百万円
担保資産に対応する債務
別段預金 30百万円
上記のほか、為替決済の取引の担保として預け金1,300百万円を差し入れております。
27. 出資1口当たりの純資産額 738円09銭
28. 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
金融の自由化・国際化の進展、金融技術の発展等により、金融機関を取り巻くリスクは、一段と複雑、多様化し、経営におけるリスク管理の重要性が飛躍的に高まっております。このような金融環境のもと、リスク管理の基本として、牽制機能を発揮した管理運営を通じたリスクの認識と把握を行なう事が、リスクと収益・経営体力のバランスを考慮した適正な業務の遂行を可能にするものと考えております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理
信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、企業や個人への貸出が回収不能、または利息が取立て不能になり、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少あるいは消滅し損失を被るリスクのことです。当金庫では貸出資産の健全性を維持するために貸出審査・管理部門を強化した厳格な審査態勢の構築や、内部研修の実施、外部研修への受講生派遣、本部から営業店への指導により、貸出審査能力の向上等を図っております。また、有価証券等による資金運用においては、発行体の信用リスク等による元本リスクの存在を確認し、保有期間、信頼水準、業種別相関、デフォルト率等のデータにより、リスク量を算出し管理しております。
- ②市場リスクの管理
市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランス資産を含む）の価値（現在価値）が変動し、損失を被るリスク及び資産・負債から生み出される収益（期間収益）が変動し損失を被るリスクのことです。資産（貸出、有価証券など）・負債（預金など）双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券などの価格変動がもたらす「価格変動リスク」、さらに「為替リスク」の市場リスクに対応するため、当金庫では信金中央金庫、証券会社等との情報交換を密にし、機動的に対応できる体制をとっております。また、フロント・オフィス（運用）、ミドル・オフィス（管理）、バック・オフィス（事務）の職責分離により、市場リスクの管理態勢の確立に向け、リスク管理委員会、ALM委員会における情報共有を図りながら取り組んでおります。
なお、主な市場リスクは以下の3つのリスクから構成されます。
- 金利リスク
金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で、金利が変動することにより利益が低下ないし損失を被るリスク。
- 為替リスク
外貨建資産・負債についてネット・ベースで資産超又は負債超ポジションが造成されていた場合に、為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失が発生するリスク。
- 価格変動リスク
有価証券等の価格の変動に伴って資産価値が減少するリスク。
- 市場リスクに係る定量的情報
当金庫では、「有価証券」のうち金利リスク、為替リスク及び価格変動リスクの市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間120日、信頼区間99%、観測期間250日）により算出しており、平成24年3月31日現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で898百万円です。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
- ③資金調達に係る流動性リスクの管理
流動性リスクについては、支払準備資産を信金中央金庫に預け入れるとともに、信金中央金庫が流動性への対応を図るといった業界としてのバックアップ体制が整っています。今後とも、より健全な資産・負債のバランス、収益体質の維持・管理体制の充実に努めてまいります。
29. 金融商品の時価等に関する事項
平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価の算定方法については（注1）参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しており、満期保有目的の含み損益については、決算に影響しません。

(百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	13,189	13,273	83
(2) 金銭の信託	100	99	0
(3) 有価証券	10,382	8,942	△1,439
満期保有目的の債券	3,506	2,066	△1,439
その他の有価証券	6,875	6,875	—
(4) 貸出金(*1)	38,445		
貸倒引当金(*2)	△1,568		
	36,877	37,888	1,010
金融資産計	60,549	60,204	△345
(1) 預金積金(*1)	59,917	59,939	22
金融負債計	59,917	59,939	22

(*1) 貸出金、預金積金の「時価」には「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利（LIBOR、SWAP、TOPIX）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 金銭の信託

金銭の信託は、取引金融機関から表示された価格によって算出しております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格、投資信託は、公表されている基準価格によって算出しております。

(4) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元金利の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP、TOPIX）で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利（LIBOR、SWAP、TOPIX）を用いております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式(*1)	4
組合出資金(*2)	377
合 計	382

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

30. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらは「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」であります。以下31.まで同様であります。

満期保有目的の債券 (百万円)				
	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小 計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	3,506	2,066	△1,439
	小 計	3,506	2,066	△1,439
合 計		3,506	2,066	△1,439

その他の有価証券 (百万円)				
	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	43	43	0
	債券	103	100	3
	国債	103	100	3
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	1,488	1,437	51
	小 計	1,636	1,581	54
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	313	380	△67
	債券	803	809	△5
	国債	—	—	—
	地方債	8	8	△0
	社債	795	800	△5
	その他	4,122	4,877	△754
	小 計	5,239	6,067	△828
合 計		6,875	7,648	△773

金銭債権及び満期のある有価証券等の決算日後の償還予定額 (百万円)				
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(*1)	8,189	4,200	800	—
金銭の信託	—	100	—	—
有価証券	—	208	1,000	4,500
満期保有目的の債券	—	—	—	3,500
その他の有価証券のうち満期があるもの	—	208	1,000	1,000
貸出金(*2)	19,707	9,462	2,949	2,128
合 計	27,897	13,970	4,749	6,628

(*1) 預け金のうち、要求払性預金は1年以内に含めております。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (百万円)				
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	54,769	5,144	—	—
借入金	2	8	—	—
合 計	54,771	5,152	—	—

(*) 預金積金のうち、要求払性預金は「1年以内」に含めております。

31. 当事業年度中に売却したその他の有価証券 (百万円)			
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	260	17	41
債券	1,640	28	86
国債	205	2	—
地方債	—	—	—
社債	1,434	25	86
その他	132	5	288
外国証券	37	—	262
合 計	2,033	51	416

32. 満期保有目的の金銭の信託 (百万円)					
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	100	99	0	—	0

(注) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

33. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は5,402百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,424百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高高のものが必ずしも当座貸越の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当座貸越が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の客況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

34. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産		繰延税金負債	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	348百万円	固定資産減損損失	18百万円
有価証券減損損失	32百万円	賞与引当金	10百万円
減価償却超過額	28百万円	税務上の繰越欠損金	213百万円
役員退職慰労引当金	24百万円	その他の有価証券評価差額金	213百万円
退職給付引当金	24百万円	その他	11百万円
繰延税金資産小計		繰延税金負債小計	
925百万円		925百万円	
繰延税金資産合計		繰延税金負債合計	
△39百万円		△39百万円	
繰延税金資産の純額		繰延税金負債の純額	
585百万円		585百万円	

(追加情報)

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の31.00%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については29.39%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については27.61%となります。この税率変更により、繰延税金資産は49百万円減少し、法人税等調整額は49百万円増加しております。

35. 追加情報
当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。なお「金融商品会計に関する事務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

●損益計算書

(単位:千円)

科 目	金 額	
	22年4月1日から 23年3月31日迄	23年4月1日から 24年3月31日迄
経常収益	1,873,094	1,821,605
資金運用収益	1,605,167	1,614,705
貸出金利息	1,211,907	1,164,920
預け金利息	46,764	46,255
有価証券利息配当金	342,160	398,641
その他の受入利息	4,335	4,888
役務取引等収益	108,260	124,345
受入為替手数料	44,572	45,242
その他の役務収益	63,688	79,102
その他業務収益	107,471	57,081
国債等債券売却益	29,649	34,261
国債等債券償還益	51,519	12,351
その他の業務収益	26,301	10,468
その他経常収益	52,195	25,473
株式等売却益	39,850	17,685
金銭の信託運用益	2,591	3,917
その他の経常収益	9,752	3,870
経常費用	1,781,429	1,744,870
資金調達費用	110,856	84,390
預金利息	100,303	77,976
給付補てん備金繰入額	10,210	6,075
その他の支払利息	342	338
役務取引等費用	110,408	119,497
支払為替手数料	12,887	13,329
その他の役務費用	97,520	106,168
その他業務費用	137,258	417,818
国債等債券売却損	6	374,812
国債等債券償還損	136,912	42,354
その他の業務費用	339	651
経費	1,129,534	1,058,465
人件費	756,463	660,859
物件費	353,148	377,302
税金	19,922	20,303
その他経常費用	293,372	64,698
貸倒引当金繰入額	247,855	19,496
貸出金償却	8,214	1,610
株式等売却損	10,840	41,861
株式等償却	11,395	-
その他の経常費用	15,066	1,729
経常利益	91,664	76,735
特別利益	4	-
償却債権取立益	4	-
特別損失	989	2,517
固定資産処分損	989	2,517
税引前当期純利益	90,679	74,217
法人税、住民税及び事業税	21,752	7,363
法人税等調整額	△55,925	1,931
法人税等合計	△34,173	9,295
当期純利益	124,852	64,921
繰越金(当期首残高)	138,284	103,340
当期末処分剰余金	263,136	168,262

(注)

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資一口当たり当期純利益金額 15円32銭
- その他の経常収益は、睡眠口座雑益処理 2、401千円を含んでおります。
- その他の経常費用は、責任共有制度負担金 1、255千円、睡眠口座復活処理 404千円を含んでおります。

●剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	金 額	
	通常総代会承認日 平成23年6月24日	平成24年6月22日
当期末処分剰余金	263,136,994	168,262,005
剰余金処分額	159,796,356	61,974,533
利益準備金	1,450,000	3,565,000
普通出資に対する配当金(年4%)	8,346,356	8,409,533
特別積立金	150,000,000	50,000,000
(うち経営基盤強化積立金)	(150,000,000)	(50,000,000)
繰越金(当期末残高)	103,340,638	106,287,472

監査報告書

※監査報告書は決算関係書類に対するものであります

独立監査人の監査報告書

平成24年5月28日

新庄信用金庫
理事会 御中指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

当監査法人は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、新庄信用金庫の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財務及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

金庫と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

平成23年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成24年6月22日

新庄信用金庫

理事長

井上洋一郎

【新自己資本比率規制（バーゼルⅡ）第3の柱に係る開示】（自己資本の充実の状況）

●自己資本比率について

●新BIS規制（バーゼルⅡ）につきまして

従来、自己資本比率は、自己資本の総額を分子とし、貸出金等の資産総額を分母として計算されてきましたが、近年の金融技術の進展等により、金融機関の抱えているリスクも一段と多様化・複雑化していることから、平成19年3月期より、新BIS規制が導入されました。新BIS規制では、自己資本比率を算出する際分母において信用リスク・アセットに加え、「オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額」を計上することになりました。オペレーショナル・リスクとは、システム障害や不祥事、事務ミス等によって被るリスクのことです。その相当額の計算に当たっては、「基礎的手法」を当金庫で採用し、1年間の粗利益に、15%を乗じた直近3年間の平均値を用いております。また、信用リスク・アセットの計算に当たっては、新BIS規制下で新たに「標準的手法」を採用しております。ここでは、従来よりも資産項目の所定のリスク・ウェイト（損失が発生する危険度に応じた掛け目）が見直され、より細かく算出しております。

自己資本比率は「いざというときの備えの水準」

金融機関の安全性を示す指標のひとつとして、自己資本比率があります。自己資本比率とは、リスク・アセット（資産の科目ごとに、簿価に対して0～350%までの「リスク・ウェイト」すなわち「損失が発生する危険度に応じた掛け目」を掛けて合計します。）に対する自己資本の割合、つまり「いざというときの備えの水準」を示しています。信用金庫のように国内のみで営業活動を行う金融機関については、4%以上で経営体質が健全であると判断されています。

●自己資本の構成に関する事項（単体、国内基準）

(単位:千円)							
項 目	23年3月末	24年3月末	増 減	項 目	23年3月末	24年3月末	増 減
(自己資本)				他の金融機関の資本調達手段の			
出資金	209,977	213,542	3,565	意図的な保有相当額	344,500	344,500	0
利益準備金	209,977	213,542	3,565	控除項目不算入額(△)	344,500	344,500	0
特別積立金	3,330,000	3,380,000	50,000	[控除項目]計(D)	0	0	0
繰越金(当期末残高)	103,340	106,287	2,947	自己資本額(C)－(D)＝(E)	4,082,404	4,038,747	△ 43,657
処分未済持分(△)	1,015	265	△ 750	(リスク・アセット等)			
その他有価証券の評価差損(△)	－	－	－	資産(オン・バランス)項目	33,766,218	33,867,750	101,532
[基本的項目]計(A)	3,852,281	3,913,107	60,826	オフ・バランス取引等項目	1,094,670	1,085,573	△ 9,097
				オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	2,984,669	3,054,297	69,628
一般貸倒引当金	230,123	125,639	△ 104,484	リスク・アセット等計(F)	37,845,557	38,007,621	162,064
補完的項目不算入額(△)	－	－	－				
[補完的項目]計(B)	230,123	125,639	△ 104,484	Tier1比率 $\frac{(A)}{(F)}$	10.17%	10.29%	0.12 ポイント
自己資本総額(A)＋(B)＝(C)	4,082,404	4,038,747	△ 43,657	自己資本比率 $\frac{(E)}{(F)}$	10.78%	10.62%	△0.16 ポイント

(注) 「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。また、自己資本比率規制の一部を弾力化する特例（平成20年金融庁告示第79号）に基づき、「その他有価証券の評価差損」を基本的項目から控除しておりません。

<自己資本調達手段の概要>

自己資本は、主に基本的項目（Tier1）と補完的項目（Tier2）で構成されております。自己資本額のうち、当金庫が積立しているもの以外のものは、基本的項目では地域のお客様からお預かりしている出資金が該当します。

●新BIS規制 早わかり Q&A

バーゼルⅡとは何ですか？

●バーゼルⅡ

スイスのバーゼルに本部を置き、世界の中央銀行間の決済や預金の受け入れなどを業務としている国際決済銀行(BIS: Bank for International Settlements)が、自己資本比率に関する規制(バーゼル合意、BIS 基準、BIS 規制ともいいます)を見直し、より金融機関のリスクを反映させたものをバーゼルⅡ、新BIS 規制といいます。

従来の自己資本比率規制と新自己資本比率規制はどう違うのですか？

●従来の自己資本比率規制

$$\frac{\text{自己資本総額}}{\text{信用リスク・アセット}} \times 100 (\%)$$

●新自己資本比率規制

$$\frac{\text{自己資本総額}}{\text{信用リスク・アセット} + \text{オペレーショナル・リスク相当額を8\%で除して得た額}} \times 100 (\%)$$

バーゼルⅡの3つの柱とは何ですか？

第一の柱

●最低所要自己資本比率

従来、自己資本比率は、自己資本の総額を分子とし、貸出金等の資産総額を分母として計算されてきましたが、金融機関の抱えているリスクも一段と多様化・複雑化していることから、自己資本比率を算出する際、分母において信用リスク・アセットに加え、「オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額」を計上しております。

第二の柱

●金融機関の自己管理と監督上の検証

金融機関自身が経営上必要な自己資本を自己管理し、「金利リスクなど第1の柱の対象となっていないリスクへの対応も含めた十分な備え」があるかどうか、監督当局がチェックするものです。

第三の柱

●市場規律

金融機関が自己資本の構成やリスク計測の方法など、算定根拠となる諸リスクを開示し、それを「市場がチェック」できるようにするため、開示の充実を図るもので、一定のディスクロージャー開示項目が決められております。

● 自己資本の充実度に関する事項

＜自己資本の充実度に関する評価方法の概要＞

当金庫は金融機関経営の健全性確保のためには、自己資本の充実が重点課題であるとの認識から、内部留保の蓄積を図ってまいりました。その結果、平成24年3月末の単体自己資本比率は10.62%となり、国内業務を展開する金融機関の基準値である4%を大きく上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。将来の自己資本充実策としては、単年度ごとの実行計画書や新中期計画「チェンジ&チャレンジ21」に基づいた健全経営のもと、引き続き内部留保の蓄積につとめ、自己資本の一層の充実に取り組んでいきたいと考えております。

※規制上の自己資本比率算出時にカバーされない信用・市場リスク量のVaRに関しましてはP44をご参考下さい。

(単位:百万円)

項 目	平成22年度		平成23年度	
	リスク・アセット	所要自己資本	リスク・アセット	所要自己資本
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	34,860	1,394	34,953	1,398
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	34,711	1,388	34,903	1,396
(1)ソブリン向け	35	1	37	1
(2)金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	5,709	228	6,641	265
(3)法人等向け	8,288	331	7,581	303
(4)中小企業等及び個人向け	5,504	220	5,523	220
(5)抵当権付住宅ローン	953	38	912	36
(6)不動産取得等事業向け	5,791	231	5,731	229
(7)三月以上延滞等	351	14	352	14
(8)取立未決済手形	0	0	0	0
(9)信用保証協会等による保証付	519	20	558	22
(10)出資等	1,362	54	1,839	73
(11)上記以外	5,037	201	4,627	185
(12)複数の資産を裏付けとする資産のうち、個々の資産の把握が困難な資産	1,158	46	1,097	43
② 証券化エクスポージャー	149	5	50	2
ロ. オペレーショナル・リスク	2,984	119	3,054	122
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	37,845	1,513	38,007	1,520

(注)1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%

3. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

4. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。

5. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」において、リスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

6. オペレーショナル・リスクは、当金庫は基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法＞

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15% ÷ 8%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

7. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

「東北観光博」の「旅の駅」「グルメ・加盟店」に認定されました

東北ぜんぶが博覧会場だ。



東北観光博とは、国土交通省、観光庁等が中心となって開催する、東北全体を博覧会場に見立てた博覧会で、訪れる人、迎える人でつくる今までにない観光スタイルの提案です。

東北、まるごと全部が博覧会場となり、28の個性あふれるゾーンを「観光案内人」がご紹介いたします。

「ここをむすび、出会いをつくる。」をテーマに、2013年3月まで開催され、当金庫は「旅の駅」「グルメ・加盟店」に認定されております。

●信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

＜信用リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要＞

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化等により、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであると認識の上、与信業務の基本的な指針や手続等を示した「信用リスク管理要領」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すと共に、信用リスク管理を徹底しております。

信用リスクの評価については、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別、与信集中によるリスク抑制のための大口与信先の管理など様々な角度から分析に注力しております。

また、信用リスクの計量化、データベースの構築等については業界内の「中小企業信用リスクデータベース」（SDB）やその予想デフォルト率の取込み可能な格付オプションシステム、東北地区信金共同事務センターの「信用リスク管理の高度化システム」の導入等、インフラ整備も含めた準備を進めております。貸倒引当金については、「自己査定基準」及び、「償却・引当基準」「償却・引当基準細則」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算出し、その結果について監査法人の監査を受ける等、適正な計上に努めております。以上、一連の信用リスク管理においては、「信用リスク管理要領」に基づき、週時開催の「大口債務者の動向報告会」等で検討を行うと共に、必要に応じて理事会、常務会といった経営陣に報告する態勢を整備しております。

（１）信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高
（地域別・業種別・残存期間別）

①信用リスクに関するエクスポージャーの額

（単位：百万円）

区 分	国内	国外	合計
平成22年度期末残高	61,091	5,744	66,835
平成23年度期末残高	62,152	4,456	66,609

②主な種類別の業種別及び残存期間別

（単位：百万円）

エクスポージャー区分		信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞	
業種区分 期間区分			貸出金、コミットメント及び、その他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券						
					国内		国外				
	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	
製造業	2,814	2,946	2,620	2,749	194	196	-	-	0	0	
農業、林業、漁業	444	392	444	392	-	-	-	-	-	-	
鉱業、採石業、砂利採取業	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	
建設業	3,844	3,891	3,844	3,891	-	-	-	-	69	57	
情報通信業	3	5	3	5	-	-	-	-	2	1	
運輸業、郵便業	318	364	318	364	-	-	-	-	8	7	
卸売業、小売業	3,246	3,165	3,246	3,165	-	-	-	-	48	11	
金融業、保険業	7,145	6,044	1,016	1,164	588	602	5,540	4,276	-	-	
不動産業	9,368	9,453	9,073	9,453	294	-	-	-	61	27	
物品賃貸業	145	129	145	129	-	-	-	-	-	74	
学術研究、専門・技術サービス業	123	127	123	127	-	-	-	-	-	-	
宿泊業	496	500	496	500	-	-	-	-	-	62	
飲食業	785	749	785	749	-	-	-	-	15	14	
生活関連サービス業、娯楽業	1,514	1,041	1,514	1,041	-	-	-	-	44	17	
教育、学習支援業	13	14	13	14	-	-	-	-	-	-	
医療、福祉	1,603	1,421	1,603	1,421	-	-	-	-	-	-	
その他のサービス	3,077	3,033	3,077	3,033	-	-	-	-	10	10	
国・地方公共団体等	1,157	1,587	874	1,298	79	109	203	180	-	-	
個人	9,803	9,557	9,803	9,557	-	-	-	-	80	24	
その他	20,929	22,182	1,315	1,468	-	-	-	-	-	-	
業種別合計	66,835	66,609	40,321	40,529	1,156	908	5,744	4,456	340	310	
1年以下	6,717	6,686	6,398	6,686	258	-	59	-			
1年超3年以下	6,419	6,074	5,637	6,074	484	-	298	-			
3年超5年以下	4,557	5,313	4,253	5,204	102	8	201	100			
5年超7年以下	3,861	3,964	3,761	3,964	100	-	-	-			
7年超	19,602	18,088	14,206	12,932	211	798	5,185	4,356			
期間の定めのないもの	25,677	26,482	6,064	5,667	-	101	-	-			
残存期間別合計	66,835	66,609	40,321	40,529	1,156	908	5,744	4,456			

- （注） 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。
 3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大部分に準じて記載しております。

（２）一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

上記計数にしましては、【貸倒引当金の状況】（２）貸倒引当金の状況（P51）をご参照下さい。

(3) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位: 百万円)

業種区分	項目	個別貸倒引当金						貸出金償却	
		当期増加額		当期減少額		期末残高			
		22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度
製造業		9	4	44	9	9	4	2	-
農業、林業、漁業		-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業		-	-	-	-	-	-	-	-
建設業		628	635	680	628	628	635	0	-
情報通信業		0	0	0	0	0	0	-	-
運輸業、郵便業		5	6	-	5	5	6	0	-
卸売業、小売業		163	170	174	163	163	170	1	1
金融業、保険業		-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業		36	17	12	36	36	17	-	-
物品賃貸業		10	7	-	10	10	7	-	-
学術研究、専門・技術サービス業		-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業		5	4	209	5	5	4	0	-
飲食業		39	39	23	39	39	39	0	-
生活関連サービス業、娯楽業		47	73	-	47	47	73	2	-
教育、学習支援業		-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉		98	107	-	98	98	107	-	-
その他のサービス		82	41	80	82	82	41	-	-
国・地方公共団体等		-	-	-	-	-	-	-	-
個人		455	334	466	455	455	334	0	0
合 計		1,584	1,442	1,694	1,584	1,584	1,442	8	1

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

3. 業種別区分は日本標準産業分類の大大分類に準じて記載しております。

(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

<リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関>

当金庫はリスク・ウェイトの判定にあたって使用する適格格付機関は、格付投資情報センター（R&I）、日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S&P）、フィッチレーティングスリミテッドによるものとしており、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

(単位: 百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	平成22年度		平成23年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	203	5,005	103	5,243
10%	-	5,198	-	5,588
20%	1,904	15,735	2,037	15,843
35%	-	3,008	-	2,868
50%	3,130	144	1,713	94
75%	-	8,462	-	8,551
100%	1,264	22,556	2,119	22,267
150%	-	221	-	178
350%	-	-	-	-
自己資本控除	-	-	-	-
合 計		66,835		66,609

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

3. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

●信用リスク削減手法に関する事項

＜信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要＞

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じており、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

パーゼルⅡにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金等があり、担保に関する手続については、金庫が定める「事務取扱要領」により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、政府保証と同様の信用度を持つ保証、金融機関エクスポートジャーとして適格格付機関が付与している格付により信用度を判定する保証等があります。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫の「事務取扱規程、事務取扱要領」により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポートジャーの種類に偏ることなく分散されております。

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポートジャー	1,296	1,314	7,810	8,066	—	—
(1)ソブリン向け	—	—	—	—	—	—
(2)金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
(3)法人等向け	629	638	2,573	2,666	—	—
(4)中小企業等及び個人向け	590	610	4,612	4,827	—	—
(5)抵当権付住宅ローン	17	17	374	343	—	—
(6)不動産取得等事業向け	58	47	177	226	—	—
(7)三月以上延滞等	—	—	72	2	—	—

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

新庄まつり絵柄湯呑フレンチ「ちえれんこ定期預金」発売

しんきんサマーキャンペーン
ちえれんこ定期預金

湯呑
チェレンコヤッサー

キャンペーン期間中新規20万円以上の定期預金にお預け入れの方にもれなく、新庄市出身・近岡善次郎画伯の新庄まつり絵から湯呑をプレゼント!

※さらに100万円以上のお預け入れの場合、先着100名の方に、新庄まつり絵皿を差し上げます。

- 取扱期間/平成24年6月15日(金)～平成24年8月31日(金)
- 対象者/個人・法人のお客様
- 預金種類/新規お預け入れのスーパー定期預金、大口定期預金
- 預入期間/個人:1年もの・2年もの・3年もの/法人:1年もの(各自動継続)

くわしくは、当店窓口へお気軽に。

- 新庄店 新庄市本町1丁目1番地 022-4222
- 新庄駅前店 新庄市駅前1丁目1番地 022-4228
- 大宮店 新庄市大宮1丁目1番地 022-1266
- 大宮駅前店 新庄市大宮1丁目1番地 022-5000
- 大宮駅前店 新庄市大宮1丁目1番地 022-5000

新庄信用金庫

- 新庄駅前店 新庄市駅前1丁目1番地 022-4228
- 大宮店 新庄市大宮1丁目1番地 022-1266
- 大宮駅前店 新庄市大宮1丁目1番地 022-5000
- 大宮駅前店 新庄市大宮1丁目1番地 022-5000
- 大宮駅前店 新庄市大宮1丁目1番地 022-5000



当金庫では、平成21年に「新庄まつりの山車行事」が、文部科学大臣から国の「重要無形民俗文化財」に指定されたことを記念いたしまして、新庄まつりを定期預金で応援するキャンペーンを行い、お預けいただいた定期預金残高の0.05%に相当する100万円を新庄まつり委員会へ寄贈いたしました。

今年度は、「ちえれんこ定期預金」を発売いたしまして、新庄まつりを応援しております。預金していただいた方には、新庄出身である近岡善次郎画伯の新庄まつり絵柄入り湯呑をプレゼントいたします。

その他、この定期預金の詳しい内容は、窓口にお問い合わせ下さい。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

＜派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要＞

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが伴っております。それらのリスクに対し、内部で定めた運用方針・余資運用基準等に基づき、有価証券保有限度額管理を行いながら、VaR（バリュアットリスク：過去の変動データ等をもとに将来予想される最大損失額を統計的に計測する手法）等により、リスクを計量化しております。また、資本の効率的活用や収益性の向上を図ることを目的として、統合リスク管理によらない統合的リスク管理でリスク資本を配賦し、自己資本とのリスク対比で経営体力の十分性が確認できる枠組みを把握する上での統合的リスク管理を行っております。

(単位:百万円)

	平成22年度	平成23年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	2	4
グロス再構築コストの額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	9	41

(単位:百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
①派生商品取引合計	9	41	9	41
(1)外国為替関連取引	8	6	8	6
(2)金利関連取引	0	0	0	0
(3)金関連取引	—	—	—	—
(4)株式関連取引	0	34	0	34
(5)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(6)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(7)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	9	41	9	41

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っております。

＜派生商品取引及び長期決済期間取引の用語のご説明＞

①派生商品取引

有価証券や通貨、金といった金融資産（原資産）の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される取引をいいます。

②カレント・エクスポージャー方式

派生商品取引の取引先の倒産時における損失予想額を算出する方式で、契約時から現在までのマーケット変動を考慮して、現在と同等のデリバティブ契約を再構築するのに必要なコスト金額と、そのコスト金額の将来変動見込額を合算したものを損失予想額としております。

③再構築コスト

現在と同等の派生商品取引を再度構築するのに必要なコスト金額をいいます。

④アドオン

評価時点以降に発生する可能性のある潜在的なリスクをいいます。

●証券化エクスポージャーに関する事項

(当金庫は投資家であるため、オリジネーターに関する事項は記載しておりません)

＜証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要＞

当金庫における証券化取引の役割については、投資家としてであり、有価証券投資については、余資運用の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じて常務会等に諮り、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、有価証券にかかる余資運用基準の中で定める枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める「市場リスク管理要領」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

＜証券化エクスポージャーについて信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称＞

当金庫は標準的手法を採用しております。

＜証券化取引に関する会計方針＞

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

＜証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称＞

当金庫はエクスポージャーのリスク・ウェイトの判定にあたって使用する適格格付機関は、格付投資情報センター（R&I）、日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S&P）、フィッチレーティングスリミテッドによるものとしており、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

（１）保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位: 百万円)

	平成22年度	平成23年度
証券化エクスポージャーの額	199	100
劣後ローン債権・優先出資	199	100

（２）保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位: 百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャー残高		所要自己資本の額	
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
20%	—	—	—	—
50%	100	100	2	2
100%	99	—	3	—
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合 計	199	100	5	2

(注) 所要自己資本の額＝エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

（３）保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

当金庫は、該当項目がないため記載しておりません。

（４）証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額

当金庫は、該当項目がないため記載しておりません。

●出資等エクスポージャーに関する事項

＜銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要＞

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、株式関連投資信託、その他投資事業組合への出資者が該当します。

そのうち、上場株式、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額（VaR）によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じて常務会等に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は、証券化商品と同様、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心掛けております。なお、取引にあたっては、有価証券にかかる「余資運用基準」の中で定める枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

非上場株式、投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「市場リスク管理要領」、「余資運用基準」及び「自己査定基準」「自己査定基準細則」等に基づいた適正な運用・管理を行っております。リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

（１）貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

区分	平成22年度		平成23年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	610	610	693	693
非上場株式等	811	811	1,595	1,595
合計	1,422	1,422	2,289	2,289

（注）1. 株式関連投資信託については、資産構成から分類せず一括して含めております。

2. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

（２）出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

（単位：百万円）

	平成22年度	平成23年度
売却益	39	17
売却損	10	41
償却	11	—

（注）記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

（３）貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	平成22年度	平成23年度
評価損益	—	—

（４）貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	平成22年度	平成23年度
評価損益	—	—

●オペレーショナル・リスクに関する項目

＜オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要＞

オペレーショナル・リスクとは、「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから生じる損失にかかるリスク」です。当金庫では、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク等を含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスクの認識をしております。リスクの計測に関しましては、基礎的手法を採用しております。また、これらリスクに関しましては、リスク管理委員会におきまして、協議・検討するとともに、常務会、理事会に報告する態勢を整備しております。

＜オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名前＞

当金庫は基礎的手法を採用しております。

●銀行勘定における金利リスクに関する事項

＜銀行勘定における金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要＞

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク（９９％タイル又は１％タイル値）の計測を、新ALMシステムや証券会社のアウトライヤーツールにより定期的に計測を行っており、必要に応じて経営陣へ報告を行う等、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

今後は、運用勘定の中心となる貸出金につきましては、長期の固定金利貸出の金利リスク量を小さくするため、固定から変動貸出への取組み、有価証券に関しましては、短期化・変動金利商品への取組み、預金に関しましては、定期性預金の獲得や流動性預金の獲得への取組みを推進する事により、リスクの低減を図っていく考えでおります。

＜内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要＞

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

- ・計測手法：「その他計算方式」 ※金利更改ラダー方式からより精緻なその他計算方式に変更
- ・コア預金 対象：流動性預金全般（当座、普通、貯蓄等）
算定方法：①過去５年の最低残高、②過去５年の最大年間流出量を現残高から差引いた残高、③現残高の５０％相当額、以上の３つのうち最小の額を上限（③を選択）
満期：５年以内（平均２．５年）
- ・金利感応資産・負債：預貸金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債
- ・金利ショック幅：９９％タイル又は１％タイル値
- ・リスク計測の頻度：月次（前月末基準）

（単位：百万円）

	銀行勘定の金利リスク	
	平成22年度	平成23年度
金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	715	475

- （注）
- 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、預金等）が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では、金利ショックを９９％タイル又は１％タイル値として銀行勘定の金利リスクを算出しております。
 - 要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、普通預金等の額の５０％相当額を０～５年の期間に均等に振り分けて（平均２．５年）リスク量を算定しています。
 - 銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。
銀行勘定の金利リスク（４７５百万円）＝運用勘定の金利リスク量（６１８百万円）－調達勘定の金利リスク量（１４３百万円）

＜銀行勘定における金利リスクの用語のご説明＞

①金利リスク

市場における一般的な金利水準の変動に伴って、金融資産の価値が変動するリスクをいいます。

②金利ショック

金利の変化（衝撃）のことで、上下２００ベース・ポイントの平行移動や、９９％タイル又は１％タイル値といった算出方法があります。

③パーセントタイル値（％タイル値）

計測値を順番に並べたうちのパーセント目の値で、９９％タイル値は、９９パーセント目の値です。

④コア預金

明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間にわたって金融機関に滞留する預金のことです。

●統合的リスク管理におけるリスク量とリスク資本の配賦について

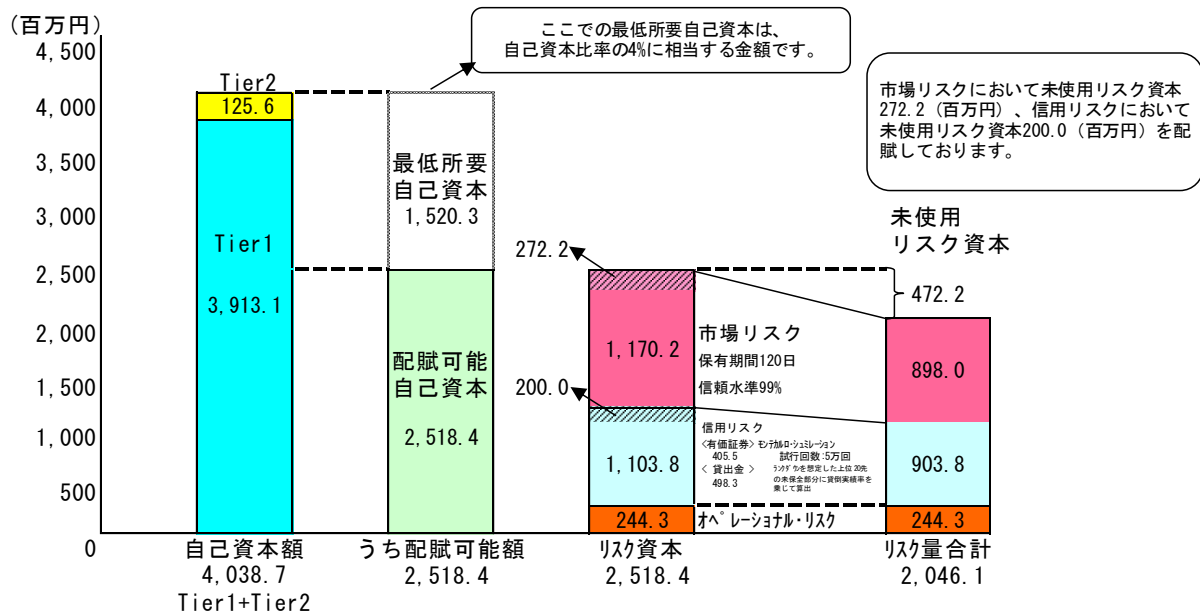
当金庫は、規制上の自己資本比率算出時にカバーされない信用・市場リスク量を VaR（バリュアットリスク：過去の変動データ等をもとに将来予想される最大損失額を統計的に計測する手法）等により、リスクを計量化しております。また、資本の効率的活用や収益性の向上を図ることを目的として、統合リスク管理によらない統合的リスク管理でリスク資本を配賦し、自己資本とのリスク対比で経営体力の十分性が確認できる枠組みを把握する上での統合的リスク管理を行っております。

(平成24年3月末リスク量)			(単位：百万円)
区 分		リスク量	前提条件
信用リスク	有価証券	405.5	【有価証券】 計測方法：信用VaRモンテカルロ・シミュレーションを5万回行う。 計測したポートフォリオ総額：5,500百万円(国債・政保債・地方債を除く債券) 信用VaR＝想定最大損失額(440百万円)－期待損失額(34百万円：期待損失率0.63%で算出) 信頼水準：99% 【貸出金】 3月末総与信(地方公共団体を除く貸出金等)のうち上位20先(名寄せ後)の債務者区分が「1」かつとしたと想定し、当該与信の未保全部分に貸倒実績率を乗じて、今後1年間の予想損失額を算出。
	貸出金	498.3	
	合 計	903.8	
市場リスク	金 利	497.4	【金利】 計測方法：市場VaR分散共分散法 対象リスク：金利(金利に感応する全ての資産・負債)・外貨金利・為替および価格変動リスク 観測期間：1年(250日) 保有期間：6ヵ月(120日) 信頼水準：99%
	為 替	374.9	
	価格変動	430.7	
	合 計	898.0	
オペレーショナル・リスク		244.3	粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%÷直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数(自己資本比率算出時と同様)
統合的リスク量合計		2,046.1	

(注) 市場リスクの合計額は相関(分散投資の効果)を考慮しているため、個々のリスクを合計したものと一致しません。

経済資本(金融機関が有するリスクの総量に見合った資本額)ベースでの資本の充分性の確保 リスク資本が同時に顕在化した場合の自己資本比率 $\frac{(\text{自己資本} - \text{配賦したリスク資本})}{(\text{自己資本比率算出時の分母となる額})} \times 100$ ＝国内基準4.00%以上になるように管理

信用・市場リスクおよびオペレーショナル・リスクに配賦したリスク資本が全て同時に顕在化した場合でも、自己資本比率が国内基準4%以上になるように管理しております。また、現状のリスク量合計2,046.1百万円に対し、配賦したリスク資本において合計2,518.4百万円を配賦しております。なお、未使用リスク資本は472.2百万円で、経営体力に見合うような資本配賦運営を行って参ります。



【諸比率】

● 利益率

(単位: %)

年度別 項目		21年度	22年度	23年度
ROA (総資産利益率)	業務純益率	0.74	0.52	0.35
	経常利益率	0.37	0.14	0.11
	当期純利益率	0.30	0.19	0.09
ROE (資本利益率)	業務純益率	12.16	8.43	5.74
	経常利益率	6.12	2.33	1.90
	当期純利益率	4.97	3.18	1.61

(注) 1. 総資産利益率 (ROA) = $\frac{\text{業務純益、経常利益または当期純利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平残}} \times 100$
 2. 資本利益率 (ROE) = $\frac{\text{業務純益、経常利益または当期純利益}}{\text{純資産平残}} \times 100$

● 預貸率・預証率

(単位: %)

年度別 項目	21年度		22年度		23年度	
	末 残	平 残	末 残	平 残	末 残	平 残
預貸率	70.63	69.90	63.97	67.00	64.16	62.21
預証率	18.71	18.87	18.17	19.48	17.96	21.21

● 利鞘

(単位: %)

年度別 項目	21年度	22年度	23年度
資金運用利回	2.64	2.57	2.48
資金調達利回	0.25	0.18	0.13
資金調達原価率	2.05	2.07	1.85
総資金利鞘	0.59	0.50	0.63

(注) 1. 資金運用利回 = $\frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定計平残}} \times 100$
 2. 資金調達利回 = $\frac{\text{資金調達費用}-\text{金銭の信託運用見合費用}}{\text{資金調達勘定計平残}} \times 100$
 3. 資金調達原価率 = $\frac{\text{資金調達費用}-\text{金銭の信託運用見合費用}+\text{経費}}{\text{資金調達勘定計平残}} \times 100$
 4. 総資金利鞘 = 資金運用利回 - 資金調達原価率

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金}} \times 100$
 2. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金}} \times 100$

【損益の状況】

● 業務粗利益

(単位: 千円)

年度別 項目	21年度	22年度	23年度
資金運用収支	1,455,326	1,494,587	1,530,588
資金運用収益	1,600,986	1,605,167	1,614,705
資金調達費用	145,659	110,580	84,117
役務取引等収支	814	△2,147	4,848
役務取引等収益	107,484	108,260	124,345
役務取引等費用	106,669	110,408	119,497
その他業務収支	△30,011	△29,787	△360,737
その他業務収益	74,290	107,471	57,081
その他業務費用	104,302	137,258	417,818
業務粗利益 (業務粗利益率)	1,426,129 (2.35)	1,462,652 (2.34)	1,174,699 (1.80)

(注) 1. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。
 2. 業務粗利益 = 資金運用収支 + 役務取引等収支 + その他業務収支
 3. 業務粗利益率 = 業務粗利益 ÷ 資金運用勘定計平残 × 100

● 資金運用収支の内訳

(単位: 百万円、千円、%)

年度別 項目	21年度			22年度			23年度		
	平均残高 (百万円)	利 息 (千円)	利回り (%)	平均残高 (百万円)	利 息 (千円)	利回り (%)	平均残高 (百万円)	利 息 (千円)	利回り (%)
資金運用勘定	60,636	1,600,986	2.64	62,351	1,605,167	2.57	64,909	1,614,705	2.48
貸出金	40,014	1,262,614	3.15	39,328	1,211,907	3.08	38,071	1,164,920	3.05
預け金	9,641	61,515	0.63	11,389	46,764	0.41	13,660	46,255	0.33
有価証券	10,806	276,854	2.56	11,437	342,160	2.99	12,982	398,641	3.07
その他	173	2	0.00	195	4,335	2.21	195	4,888	2.50
資金調達勘定	57,180	145,659	0.25	58,581	110,580	0.18	61,240	84,117	0.13
預金積金	57,245	145,561	0.25	58,691	110,513	0.18	61,194	84,052	0.13
借入金	-	-	-	1	-	-	12	-	-
その他	34	347	1.00	34	342	0.99	33	338	1.00

(注) 1. 資金運用勘定には無利息預け金、金銭の信託の平均残高を含みません。
 2. 資金調達勘定からは金銭の信託運用見合額の平均残高および利息を除いております。

●資金運用収支の内訳（参考）

（参考）（単位：百万円）

年度別 項目	21年度	22年度	23年度
無利息預け金平残	0	0	3
金銭の信託平残	100	146	198

●受取利息・支払利息の増減

（単位：千円）

年度別・要因別 項目	21年度			22年度			23年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
資金運用勘定	△ 736	2,523	1,787	22,638	△ 18,457	4,181	32,870	△ 23,332	9,538
貸出金	4,009	△ 39,755	△ 35,746	△ 10,804	△ 39,903	△ 50,707	△ 19,357	△ 27,630	△ 46,987
預け金	401	△ 11,224	△ 10,823	5,506	△ 20,257	△ 14,751	4,655	△ 5,164	△ 509
有価証券	△ 4,712	57,298	52,586	8,076	57,230	65,306	23,097	33,384	56,481
その他	1,360	△ 5,588	△ 4,228	0	4,333	4,333	0	553	553
資金調達勘定	1,130	△ 49,572	△ 48,442	1,751	△ 36,830	△ 35,079	2,393	△ 29,216	△ 26,733
預金積金	1,130	△ 49,651	△ 48,521	1,807	△ 36,855	△ 35,048	2,252	△ 28,713	△ 26,461
借入金	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	△ 5	△ 6	△ 11	0	△ 5	△ 5	△ 4	0	△ 4

（注）残高および利率の増減要因が重なる部分については、利率による変動要因に含めています。

●経費の内訳

（単位：千円）

年度別 項目	21年度	22年度	23年度
人件費	672,877	756,463	660,859
報酬給料手当	545,554	550,117	519,525
賞与引当金 繰入額	△ 1,932	5,995	△ 3,484
退職給付費用	53,282	110,610	68,748
社会保険料等	63,743	65,710	65,109
その他	12,230	24,030	10,960
物件費	346,678	353,148	377,302
事務費	140,859	134,920	147,993
固定資産費	70,777	81,594	78,832
事業費	41,091	42,523	44,378
人事厚生費	12,919	11,487	17,638
預金保険料	46,009	47,193	48,378
有形固定資産償却	34,055	34,538	39,445
無形固定資産償却	966	890	636
税金	21,042	19,922	20,303
合 計	1,040,598	1,129,534	1,058,465

（注）税金には法人税、住民税、配当利子所得税を含みません。

●その他業務損益の内訳

（単位：千円）

年度別 項目	21年度	22年度	23年度
その他業務損益(A)-(B)	△ 30,011	△ 29,787	△ 360,737
その他業務収益 (A)	74,290	107,471	57,081
外国通貨売買益	-	-	60
国債等債券売却益	29,622	29,649	34,261
国債等債券償還益	13,668	51,519	12,351
雑益	30,999	26,301	10,407
その他業務費用 (B)	104,302	137,258	417,818
外国通貨売買損	138	221	-
国債等債券売却損	39	6	374,812
国債等債券償還損	103,766	136,912	42,354
国債等債券償却	-	-	-
雑損	357	117	651

【営業の状況】

●預金積金残高

①期末残高

(単位:百万円)

項目	年度別	24年3月末	23年3月末	
			23年3月末比	
流動性預金		17,190	1,446	15,744
当座預金		353	△ 6	359
普通預金		16,633	1,517	15,116
貯蓄預金		35	3	32
その他		168	△ 67	235
定期性預金		42,726	△ 1,225	43,951
定期預金		40,723	△ 251	40,974
うち固定金利定期預金		40,719	△ 251	40,970
変動金利定期預金		0	△ 1	1
その他定期預金		3	0	3
定期積金		2,002	△ 975	2,977
合 計		59,917	221	59,696

②平均残高

(単位:百万円)

項目	年度別	24年3月期	23年3月期	
			23年3月期比	
流動性預金		17,527	1,609	15,918
当座預金		296	30	266
普通預金		17,068	1,570	15,498
貯蓄預金		34	1	33
通知預金		1	△ 1	2
その他		125	8	117
定期性預金		43,667	894	42,773
定期預金		41,228	1,405	39,823
うち固定金利定期預金		41,225	1,405	39,820
変動金利定期預金		0	0	0
その他定期預金		3	0	3
定期積金		2,438	△ 511	2,949
合 計		61,194	2,503	58,691

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 流動性預金のうちその他＝別段預金＋納税準備預金
 3. 固定金利定期預金＝預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 4. 変動金利定期預金＝預入期間中の市場金利変化に応じて金利が変動する定期預金

●預金者別預金残高

(単位:百万円)

項目	年度別	24年3月末	23年3月末	
			23年3月末比	
個人預金		50,588	△ 653	51,241
法人預金		9,328	874	8,454
うち一般法人預金		7,273	689	6,584
公金預金		1,867	211	1,656
金融機関預金		188	△ 25	213
合 計		59,917	221	59,696
(会員預金)		15,902	1,752	14,150
(会員外預金)		44,014	△ 1,531	45,545

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

●常勤役職員 1 人当り預金残高

(単位:百万円)

項目	年度別	24年3月末	23年3月末	
			23年3月末比	
常勤役職員数		92人	△ 5人	97人
一人当たり預金残高		651	36	615

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

●1店舗当り預金残高

(単位:百万円)

項目	年度別	24年3月末	23年3月末	
			23年3月末比	
店舗数		9店舗	0店舗	9店舗
1店舗当たり預金残高		6,657	25	6,632

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

●貸出金科目別残高

①期末残高

(単位:百万円)

科目・種類	年度別	24年3月末		23年3月末
			23年3月末比	
手形貸付		3,178	△ 33	3,211
証書貸付		33,318	234	33,084
当座貸越		1,521	△ 128	1,649
割引手形		426	184	242
合 計		38,445	257	38,188
変動金利		14,187	△ 707	14,894
固定金利		24,258	964	23,294

(注)記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

②平均残高

(単位:百万円)

科目	年度別	24年3月末		23年3月末
			23年3月末比	
手形貸付		3,214	△ 108	3,322
証書貸付		32,893	△ 1,161	34,054
当座貸越		1,635	△ 35	1,670
割引手形		329	47	282
合 計		38,071	△ 1,257	39,328

(注)記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

●貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

種類	年度別	24年3月末		23年3月末
			23年3月末比	
当金庫預金積金		958	△ 77	1,035
有価証券		-	-	-
動産		-	-	-
不動産		15,329	△ 1,043	16,372
その他		38	38	-
小 計		16,325	△ 1,083	17,408
信用保証協会・信用保険		8,103	417	7,686
保証		3,927	185	3,742
信用		10,089	739	9,350
合 計		38,445	257	38,188

(注) 1.記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2.「当金庫預金積金」は自金庫が受け入れた預金積金を担保としたもの(当座貸越を含む)です。

3.「有価証券」は国債、地方債、社債、株式等の有価証券を担保としたものです。

4.「不動産」は土地、建物、借地権等を担保としたものです。

5.「その他」は商業手形、電話加入権、ゴルフ会員権等を担保としたものです。

6.「信用保証協会・信用保険」は信用保証協会、(社)しんきん保証基金の保証額、住宅融資保険の保険金額等です。

7.「保証」は無担保で保証付のものです。

8.「信用」は無担保かつ無保証のもの及び人的保証(保証人・連帯保証人)も含めます。

●常勤役職員1人当り貸出金残高

(単位:百万円)

項目	年度別	24年3月末		23年3月末
			23年3月末比	
常勤役職員数		92人	△5人	97人
1人当たり貸出金残高		417	24	393

(注)記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

●1店舗当り貸出金残高

(単位:百万円)

項目	年度別	24年3月末		23年3月末
			23年3月末比	
店舗数		9店舗	0店舗	9店舗
1店舗当たり貸出金残高		4,271	28	4,243

(注)記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

●貸出金業種別内訳

(単位: 百万円、%)

項目	年度別	24年3月末	23年3月末	23年3月末比
製造業		2,679 (6.96)	128 (5.01)	2,551 (6.68)
農業、林業		320 (0.83)	△ 41 (△ 11.35)	361 (0.94)
建設業		3,520 (9.15)	73 (2.11)	3,447 (9.02)
情報通信業		4 (0.01)	1 (33.33)	3 (0.00)
運輸業、郵便業		349 (0.90)	43 (14.05)	306 (0.80)
卸売業、小売業		2,947 (7.66)	△ 76 (△ 2.51)	3,023 (7.91)
金融業、保険業		1,160 (3.01)	150 (14.85)	1,010 (2.64)
不動産業		8,731 (22.71)	416 (5.00)	8,315 (21.77)
物品賃貸業		129 (0.33)	△ 16 (△ 11.03)	145 (0.37)
学術研究、専門・技術サービス業		49 (0.12)	△ 5 (△ 9.25)	54 (0.14)
宿泊業		500 (1.30)	4 (0.80)	496 (1.29)
飲食業		483 (1.25)	△ 38 (△ 7.29)	521 (1.36)
生活関連サービス業、娯楽業		935 (2.43)	△ 468 (△ 33.35)	1,403 (3.67)
教育、学習支援業		12 (0.03)	2 (20.00)	10 (0.02)
医療、福祉		1,221 (3.17)	△ 42 (△ 3.32)	1,263 (3.30)
その他のサービス		2,968 (7.72)	△ 46 (△ 1.52)	3,014 (7.89)
小 計		26,015 (67.66)	83 (0.32)	25,932 (67.90)
地方公共団体		1,296 (3.37)	423 (48.45)	873 (2.28)
個人		11,133 (28.95)	△ 249 (△ 2.18)	11,382 (29.80)
合 計		38,445 (100.00)	257 (0.67)	38,188 (100.00)

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 末残()内は構成比、末比()内は増減率を表示しております。
 3. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●貸出金使途別内訳

(単位: 百万円)

項目	年度別	24年3月末	23年3月末	23年3月末比
設備資金		18,999 (49.41)	△ 650 (△ 3.30)	19,649 (51.45)
運転資金		19,446 (50.58)	907 (4.89)	18,539 (48.54)
合 計		38,445 (100.00)	257 (0.67)	38,188 (100.00)

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 末残()内は構成比、末比()内は増減率を表示しております。

●中小企業等向貸出残高

(単位: 百万円)

項目	年度別	24年3月末	23年3月末	23年3月末比
中小企業等向貸出		35,995	△ 311	36,306
総貸出に対する比率		93.62%	△ 1.45ポイント	95.07%

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

〈中小企業等の範囲〉

中小企業等とは、資本金3億円以下（ただし、卸売業は1億円、小売業又はサービス業は5千万円）の事業者又は常用する従業員が300人（ただし卸売業又はサービス業は100人、小売業は50人）以下の事業者です。

巣鴨信用金庫における「大蔵村肘織温泉」PRイベント

大蔵村観光協会、肘折温泉郷振興(株)による温泉客誘致を目指したPRイベントを東京の巣鴨信用金庫にて行いました。

この活動は、信用金庫のネットワークを活かして企画・コーディネートを当金庫が行ったもので、約3,000人の来店客が抽選会や、同協会のPRを楽しみました。



●代理貸付取扱高

(単位: 百万円)

項目	年度別	24年3月末		23年3月末
			23年3月末比	
信金中央金庫		503	△ 178	681
日本政策金融公庫		174	△ 53	227
国民生活事業		143	△ 37	180
中小企業事業		21	△ 14	35
農林水産事業		9	△ 1	10
(独)住宅金融支援機構		1,205	△ 178	1,383
(独)福祉医療機構		19	△ 1	20
(独)中小企業基盤整備機構		16	△ 4	20
合 計		1,919	△ 414	2,333

(注)記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

●債務保証見返残高

(単位: 百万円)

項目	年度別	24年3月末		23年3月末
			23年3月末比	
預金、定期積金を担保にして行われる保証		-	△ 1	1
金融機関等の業務の代理に付随する保証		562	△ 204	766
信金中央金庫		503	△ 178	681
日本政策金融公庫		58	△ 27	85
国民生活事業		39	△ 15	54
中小企業事業		17	△ 11	28
農林水産事業		1	△ 1	2
その他の保証		9	6	3
その他保証		9	6	3
合 計		571	△ 200	771

(注)記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

●債務保証見返の担保別内訳

(単位: 百万円)

項目	年度別	24年3月末		23年3月末
			23年3月末比	
当金庫預金積金		-	△ 1	1
有価証券		-	-	-
動産		-	-	-
不動産		520	△ 187	707
その他		-	-	-
小 計		520	△ 188	708
信用保証協会・信用保険		-	-	-
保証		-	-	-
信用		51	△ 11	62
合 計		571	△ 200	771

(注)1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 「当金庫預金積金」は自金庫が受け入れた預金積金を担保としたもの(当座貸越を含む)です。

3. 「有価証券」は国債、地方債、社債、株式等の有価証券を担保としたものです。

4. 「不動産」は土地、建物、借地権等を担保としたものです。

5. 「その他」は商業手形、電話加入権、ゴルフ会員権等を担保としたものです。

6. 「信用保証協会・信用保険」は信用保証協会、(社)しんきん保証基金の保証額、住宅融資保険の保険金額等です。

7. 「保証」は無担保で保証付きのものです。

8. 「信用」は無担保かつ無保証のもの及び人的保証(保証人・連帯保証人)も含めます。

●内国為替取扱高

(単位: 百万円)

項目	年度別	24年3月末		23年3月末
			23年3月末比	
送金為替	仕向為替	21,280	△ 17,218	38,498
	被仕向為替	56,609	14,907	41,702
代金取立	仕向為替	871	70	801
	被仕向為替	1,205	△ 161	1,366

(注)1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 「仕向為替」欄は、お客様の依頼により相手金融機関に仕向けた為替の金額、「被仕向為替」欄は、相手金融機関から当金庫に仕向けられた為替の金額です。

なお、代金取立手形の場合は代金取立依頼側が、「仕向」になります。

【貸倒引当金の状況】

●貸出金償却の額

(単位:百万円)

項目	年度別		23年3月末比	23年3月末
	24年3月末	23年3月末		
貸出金償却額	267 (265)	△70 (△64)		337 (329)

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 貸出金償却額は個別貸倒引当金の目的取崩額(既引当額)を控除する前の金額です。
 3. 下段の()内の計数は当該目的取崩額です。

●貸倒引当金の状況

(1) 償却・引当基準

A.一般貸倒引当金

債務者区分		引当基準
正常先債権		過去の貸倒実績に基づき今後1年間の予想損失額を算定し一般貸倒引当金を計上
要注意先債権	その他	過去の貸倒実績に基づき今後1年間の予想損失額を算定し一般貸倒引当金を計上
	要管理先債権	過去の貸倒実績に基づき今後3年間の予想損失額を算定し一般貸倒引当金を計上

B.個別貸倒引当金

債務者区分		引当基準
破綻懸念先債権		担保・保証等で保全されていない部分に対し33.49%を個別貸倒引当金に繰入したほか、キャッシュフローを考慮して1先について個別引当を実施
実質破綻先債権		担保・保証等で保全されていない部分に対し100%を個別貸倒引当金に繰入若しくは直接償却を実施

(2) 貸倒引当金の状況

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成22年度	203	230		203	230
	平成23年度	230	125		230	125
個別貸倒引当金	平成22年度	1,707	1,599	329	1,378	1,599
	平成23年度	1,599	1,457	265	1,333	1,457
合 計	平成22年度	1,911	1,829	329	1,582	1,829
	平成23年度	1,829	1,583	265	1,564	1,583

震災遺児支援定期預金による「あしなが育英会」への寄付

がんばろう東北!!
震災遺児を支援しましょう!!

この震災発生した東日本大震災により被害を受けた皆さんに、心よりお見舞い申し上げます。今般の震災により遺児となった子どもたちの生活・就学支援のため、お客さまからお預け入れた定期預金の預入残高の0.1%相当額を、震災遺児の支援等を行っている民間の非営利団体「あしなが育英会」に寄付いたします。

「震災遺児支援定期預金」

笑顔

えがお

預入残高の**0.1%**相当額を、震災遺児を支援する団体「あしなが育英会」に寄付いたします。

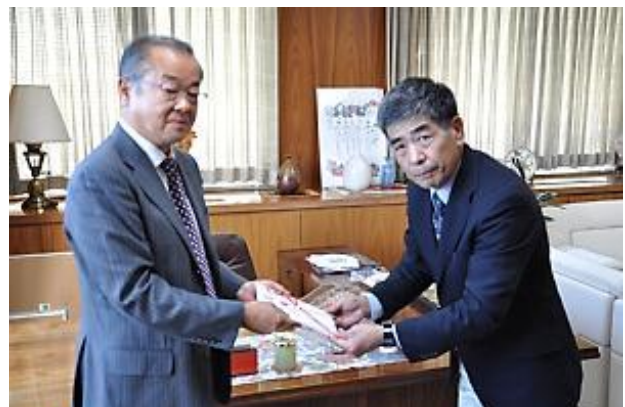
※お客様の口座情報はごさいません。

商品概要

- お取扱期間 平成23年3月15日から平成23年9月30日まで
- お預け入れいただける方 個人および法人の皆さま
- お取扱商品 スーパー定期預金、大口定期預金
- お預け入れ期間 1年以上5年以内(自動継続)
- お預け入れ金額 1万円以上
- 適用金利 店頭表示金利
- 寄付金額・寄付先 この定期預金の取扱終了日時点の残高の0.1%相当額を、震災遺児支援のため、当金庫が「あしなが育英会」に寄付します。
- 中途解約 満期日前に解約する場合は、別途定める当金庫所定の中途解約利率をもって利息計算を行います。
- 預金保険制度 預金保険の対象商品です。名寄せしたうえで、決済用預金を除く当金庫の他の預金とあわせて1,000万円までとするお金の保護をします。

山形信用金庫 米沢信用金庫 鶴岡信用金庫 新庄信用金庫

くわしくは、最寄りの各信用金庫窓口までお問い合わせください。



あしなが育英会理事兼東北事務所に目録を贈る井上理事長

山形、米沢、鶴岡、新庄の4信用金庫でつくる山形県信用金庫協会では、今般の大震災により遺児となった子どもたちの生活・就学支援のため、震災遺児支援定期預金「笑顔」を昨年度企画いたしました。お客さまからお預けいただいた定期預金の預入残高の0.1%相当額(265万3,878円)を、震災遺児の支援等を行っている民間の非営利団体「あしなが育英会」に寄付いたしました。

【リスク管理債権の状況】

当金庫の融資先の中には、事業経営に行きづまり経営破綻が表面化した先および長期延滞先も含まれております。その状況を以下のとおり開示いたします。当金庫は今後ともお客様の健全な融資要望に対しまして積極的に応えしつつ、貸出金の不良化防止には最大の注意を払い、健全経営を推進いたします。

- 破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（以下「未収利息不計上貸出金」）のうち、次の何れかに該当する債務者に対する貸出金であります。
 - ①会社更生法又は金融機関等の更正手続の特例等に関する法律の規定による更正手続の開始の申立てがあった債務者
 - ②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
 - ③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
 - ④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
 - ⑤手形交換所による、取引停止処分を受けた債務者
 - 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金のうち、次の2つを除いた貸出金です。
 - ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金
 - 3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しない貸出金です。
 - 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、約定条件改定時において基準金利を下回る金利での金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
- なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引き当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

●リスク管理債権の額

(単位:百万円)

項目	年度別	24年3月末		23年3月末
			23年3月末比	
リスク管理債権	破綻先債権額	1,018	△ 205	1,223
	延滞債権額	1,506	△ 69	1,575
	3ヵ月以上延滞債権額	-	-	-
	貸出条件緩和債権額	937	△ 25	962
	合 計	3,462	△ 299	3,761
貸出金残高 (未 残)		38,445	257	38,188
貸出金残高比	破綻先債権額	2.64	△ 0.56	3.20
	延滞債権額	3.91	△ 0.21	4.12
	3ヵ月以上延滞債権額	-	-	-
	貸出条件緩和債権額	2.43	△ 0.09	2.52
	合 計	9.00	△ 0.84	9.84

●リスク管理債権に対する担保・保証および引当金の引当状況

①破綻先債権・延滞債権に対する担保・保証及び引当金の状況 (単位:百万円)

項目	年度別	24年3月末		23年3月末
			23年3月末比	
破綻先債権額 (A)		1,018	△ 205	1,223
延滞債権額 (B)		1,506	△ 69	1,575
合計 (C) = (A) + (B)		2,525	△ 273	2,798
担保・保証額 (D)		1,006	△ 150	1,156
回収に懸念がある債権額 (E) = (C) - (D)		1,519	△ 122	1,641
個別貸倒引当金 (F)		1,441	△ 142	1,583
同引当率 (G) = (F) / (E) × 100		94.86%	△ 1.57%	96.43%

(注) 担保・保証額は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

②3ヵ月以上延滞・貸出条件緩和債権に対する担保・保証及び引当金の状況

(単位:百万円)

項目	年度別	24年3月末		23年3月末
			23年3月末比	
3ヵ月以上延滞債権額 (H)		-	-	-
貸出条件緩和債権額 (I)		937	△ 25	962
合計 (J) = (H) + (I)		937	△ 25	962
担保・保証額 (K)		469	△ 14	483
回収に管理を要する債権額 (L) = (J) - (K)		468	△ 11	479
貸倒引当金 (M)		27	△ 96	123

(注) 1. 担保・保証額は自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

2. 「貸倒引当金」(M)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、3ヵ月以上延滞債権額(H)・貸出条件緩和債権額(I)に対して引当てた額を記載しております。

【金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況】

リスク管理債権と金融再生法による開示不良債権は、ともに自己査定の結果により算定しており、リスク管理債権は、金融再生法開示債権から貸出金以外の債権を除くとほぼ同一の状況となっております。

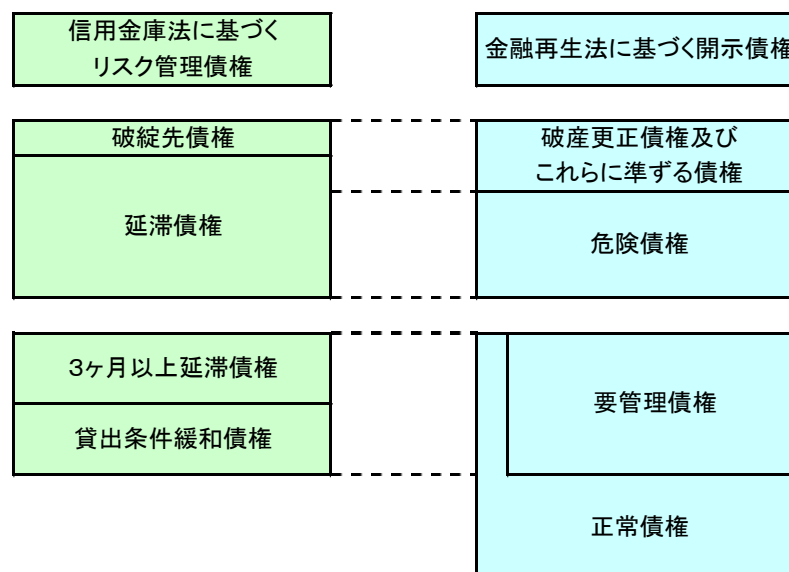
(単位: 百万円、%)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保保証等による 回収見込み額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
金融再生法上の 不良債権	平成22年度	3,765	3,320	1,607	1,712	88.16	79.35
	平成23年度	3,465	2,946	1,477	1,469	85.03	73.91
	破産更正債権 及びこれらに 準ずる債権	平成22年度	2,082	2,082	1,376	100.00	100.00
		平成23年度	1,793	1,793	1,229	100.00	100.00
	危険債権	平成22年度	720	625	417	86.88	68.77
		平成23年度	734	656	443	89.38	73.22
要管理債権	平成22年度	962	611	483	128	63.52	
	平成23年度	937	496	469	27	52.98	
正常債権	平成22年度	35,241					
	平成23年度	35,599					
合 計	平成22年度	39,007					
	平成23年度	39,065					

- (注) 1. 破産更正債権及びこれらに準ずる債権とは、「破産、会社更生、再生手続き等の事由により経営破綻に陥っている債権者に対する債権及びこれらに準ずる債権」です。
2. 危険債権とは、「債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権」です。
3. 要管理債権とは、「要注意先に対する債権のうち、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4. 正常債権とは、「債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、破産更正債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権以外の債権」をいいます。
5. 金融再生法開示不良債権における貸倒引当金には正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

＜信用金庫法に基づくリスク管理債権と金融再生法に基づく開示債権の関係のご説明＞

上記の表の信用金庫法に基づくリスク管理債権と、金融再生法に基づく開示債権の関係をまとめますと、下記ようになります。



【時価情報・退職給付会計】

(注) 1. 貸借対照表の「有価証券」について記載しております。
2. 売買目的有価証券・子会社株式及び関連会社株式については該当ありません。

●有価証券の時価情報

(平成22年度)

○「金融商品会計に係る会計基準」により有価証券等の時価評価をしました。
○「その他有価証券」の時価評価をした結果、評価差額は△685百万円となり、税効果相当額控除後の△685百万円を、純資産の部の「その他有価証券評価差額金」しました。

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位: 百万円)

種類	年度	当該会計年度末(H23.3.31現在)			
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	
そ の 他		4,295	2,846	△ 1,449	
				うち 益	うち 損
				-	1,449

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 時価は当会計年度末日における市場価格等に基づいております。
3. 満期保有目的の債券の含み損益については決算上に影響しません。

(2) その他の有価証券で時価のあるもの

(単位: 百万円)

種類	年度	当該会計年度末(H23.3.31現在)			
		取得原価 (または償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額	
株 式		421	325	△ 96	
債 券		1,162	1,158	△ 3	
国債		54	54	0	
地方債		8	8	0	
社債		1,099	1,095	△ 4	
そ の 他		5,227	4,642	△ 585	
合 計		6,811	6,126	△ 685	
				うち 益	うち 損
				90	775

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 貸借対照表計上額は当会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

(3) 当期中に売却したその他有価証券 (単位: 百万円)

種類	年度	当該会計年度 (自 H22.4.1 至 H23.3.31)		
		売却額	売却益	売却損
その他有価証券		568	69	10

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(4) 時価のない有価証券の内容及び貸借対照表計上額 (単位: 百万円)

種類	年度	当該会計年度末 (H23.3.31現在)	
		取得原価	評価差額
満期保有目的の債券			
非上場社債			-
その他有価証券			
非上場株式 (店頭売買株式を除く)			4
非上場その他の証券			421

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(5) 有価証券の残存期間別残高

(単位: 百万円)

種類	期間別	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債		50	-	4	-	-	-	-	54
地方債		-	-	8	-	-	-	-	8
政府保証債		-	-	-	-	16	-	-	16
公社公団債		-	-	-	-	-	-	-	-
社債		209	484	89	99	194	-	-	1,078
株式		-	-	-	-	-	-	330	330
外国証券		59	297	200	-	171	4,977	-	5,706
その他の証券		-	-	-	-	-	-	3,653	3,653
合 計		319	781	302	99	383	4,977	3,983	10,848

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(6) その他有価証券評価差額金

(貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は次のとおりであります。)

(単位: 百万円)

種類	年度	当該会計年度末 (H23.3.31現在)	
		取得原価	評価差額
その他有価証券評価差額			△ 685
繰延税金資産			0
その他有価証券評価差額金			△ 685

(7) 運用目的の金銭信託はございません。

(8) 満期保有目的の金銭の信託

(単位: 百万円)

項目	年度	当該会計年度末(H23.3.31現在)			
		取得原価	貸借対照表計上額	差額	
金銭の信託		199	199	9	
				うち 益	うち 損
				-	9

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 貸借対照表上額は当会計年度末日における市場価格に基づく時価により計上したものであります。

(9) その他の金銭の信託はございません。

●有価証券の時価情報

(注) 1. 貸借対照表の「有価証券」について記載しております。
2. 売買目的有価証券・子会社株式及び関連会社株式については該当ありません。

(平成23年度)

○「金融商品会計に係る会計基準」により有価証券等の時価評価をしました。
○「その他有価証券」の時価評価をした結果、評価差額は△773百万円となり、税効果相当額控除後の△773万円を、純資産の部の「その他有価証券評価差額金」しました。

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位: 百万円)

種類	年度	当該会計年度末(H24.3.31現在)			
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	
そ の 他		3,506	2,066	△ 1,439	
				うち 益	うち 損
				-	1,439

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 時価は当該会計年度末日における市場価格等に基づいております。
3. 満期保有目的の債券の含み損益については決算上に影響しません。

(2) その他の有価証券で時価のあるもの

(単位: 百万円)

種類	年度	当該会計年度末(H24.3.31現在)			
		取得原価 (または償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額	
株 式		423	357	△ 66	
債 券		910	907	△ 2	
国債		100	103	3	
地方債		8	8	0	
社債		800	795	△ 5	
そ の 他		6,315	5,611	△ 703	
合 計		7,648	6,875	△ 773	
				うち 益	うち 損
				0	67
				3	5
				3	-
				-	0
				-	5
				51	754
				54	828

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 貸借対照表計上額は当該会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

(3) 当期中に売却したその他有価証券 (単位: 百万円)

種類	年度	当該会計年度(自 H23.4.1 至 H24.3.31)		
		売却額	売却益	売却損
その他有価証券		2,033	51	416

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(4) 時価のない有価証券の内容及び貸借対照表計上額 (単位: 百万円)

種類	年度	当該会計年度末 (H24.3.31現在)	
		満期保有目的の債券	その他の有価証券
非上場社債		-	
非上場株式 (店頭売買株式を除く)			4
非上場その他の証券			377

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(5) 有価証券の残存期間別残高

(単位: 百万円)

種類	期間別	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債		-	-	-	-	103	-	-	103
地方債		-	-	8	-	-	-	-	8
政府保証債		-	-	-	-	-	-	-	-
公社公団債		-	-	-	-	-	-	-	-
社債		-	-	-	-	694	-	100	795
株式		-	-	-	-	-	-	361	361
外国証券		-	-	100	-	176	4,154	-	4,430
その他の証券		-	-	-	-	-	-	5,064	5,064
合 計		-	-	109	-	974	4,154	5,526	10,764

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(6) その他有価証券評価差額金

(貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は次のとおりであります。)

(単位: 百万円)

種類	年度	当該会計年度末 (H24.3.31現在)	
		取得原価	貸借対照表計上額
その他有価証券評価差額			△ 773
繰延税金資産			0
その他有価証券評価差額金			△ 773

(7) 運用目的の金銭信託はございません。

(8) 満期保有目的の金銭の信託

(単位: 百万円)

項目	年度	当該会計年度末(H24.3.31現在)			
		取得原価	貸借対照表計上額	差額	
金銭の信託		100	100	-	
				うち 益	うち 損
				-	-

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 貸借対照表上額は当該会計年度末日における市場価格に基づく時価により計上したものであります。

(9) その他の金銭の信託はございません。

●有価証券の種類別の期末残高・平均残高

(単位:千円)

区分		平成22年度		平成23年度	
		期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国債	売買目的	-	-	-	-
	満期保有目的	-	-	-	-
	その他の目的	54,334	54,009	103,700	115,209
	合 計	54,334	54,009	103,700	115,209
地方債	売買目的	-	-	-	-
	満期保有目的	-	-	-	-
	その他の目的	8,566	2,907	8,686	8,699
	合 計	8,566	2,907	8,686	8,699
政府保証債	売買目的	-	-	-	-
	満期保有目的	-	-	-	-
	その他の目的	16,678	8,371	-	8,219
	合 計	16,678	8,371	-	8,219
公社公団債	売買目的	-	-	-	-
	満期保有目的	-	-	-	-
	その他の目的	-	-	-	-
	合 計	-	-	-	-
金融債	売買目的	-	-	-	-
	満期保有目的	-	-	-	-
	その他の目的	100,280	56,808	-	99,350
	合 計	100,280	56,808	-	99,350
事業債	売買目的	-	-	-	-
	満期保有目的	-	-	-	-
	その他の目的	978,575	1,221,034	795,075	1,563,693
	合 計	978,575	1,221,034	795,075	1,563,693
新株予約権付社債	売買目的	-	-	-	-
	満期保有目的	-	-	-	-
	その他の目的	-	-	-	-
	合 計	-	-	-	-
株式	売買目的	-	-	-	-
	子会社・関連会社	-	-	-	-
	その他の目的	330,526	532,291	361,720	549,276
	合 計	330,526	532,291	361,720	549,276
外国証券	売買目的	-	-	-	-
	満期保有目的	4,295,925	4,308,779	3,506,299	3,837,835
	その他の目的	1,410,727	1,446,406	924,657	1,612,501
	合 計	5,706,652	5,755,186	4,430,957	5,450,337
その他の証券	売買目的	-	-	-	-
	満期保有目的	-	-	-	-
	子会社・関連会社	-	-	-	-
	その他の目的	3,653,025	3,806,815	5,064,404	5,187,399
	合 計	3,653,025	3,806,815	5,064,404	5,187,399
計	売買目的	-	-	-	-
	満期保有目的	4,295,925	4,308,779	3,506,299	3,837,835
	子会社・関連会社	-	-	-	-
	その他の目的	6,552,714	7,128,645	7,258,244	9,144,351
	合 計	10,848,639	11,437,425	10,764,543	12,982,187

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

「新庄神室産業高校パートナーシップ推進協議会」参画

当金庫職員が、山形県立新庄神室産業高等学校のパートナーシップ推進協議会委員に委嘱され、同校において教育活動の活性化と地域産業の活性化を担うスペシャリストの人材育成を目指して協議会に参画しております。

会議では、「専門的人材育成の活動」「地域産業創出の活動」「地域連携の推進活動」について様々な角度から活発な意見が交わされました。

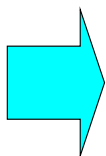


●退職給付会計

[退職給付債務の状況]

○期首 (単位: 百万円)

年金資産 (時価) 492	退職給付債務 (責任準備金) 592
退職給付引当金 100	



○期末 (単位: 百万円)

年金資産 (時価) 486	退職給付債務 (責任準備金) 574
退職給付引当金 87	

[退職給付費用の処理等]

(1) 退職給付債務残高・年金資産額の状況

(単位: 百万円)

期首退職給付引当金残高	(1) (前期末)	100
退職給付債務(責任準備金)	(2) (前期末)	592
年金資産額(時価)	(3) (前期末)	492
年金制度への拠出額	(4) (当期)	△13
退職給付債務(責任準備金)	(5) (当期末)	574
年金資産額(時価)	(6) (当期末)	486

(注) 当金庫の退職金制度は(税制)適格退職年金制度に100%

加入しており、その年金資産は「リソな銀行」及び「三井住友信託銀行(旧住友信託銀行株式会社、旧中央三井信託銀行株式会社及び旧中央三井アセット信託銀行株式会社の3社が合併)」に委託して内外株式及び債券等で運用しております。

会計基準変更時差異の費用処理期間	1年	(A)
------------------	----	-----

(2) 退職給付費用の処理等

(単位: 百万円)

会計基準変更時差異	(7) (当期)	—
会計基準変更時差異の費用処理額	(8) (前期末)	—
会計基準変更時差異の未処理額	(9) (前期末)	—
退職給付引当金残高	(10) (当期)	87
退職給付費用	(11) (当期末)	△13
退職給付引当金取崩し(臨時収益)	(12) (当期末)	—

(8) = (7) / (A)

(9) = (7) - (8)

(10) = (5) - (6) - (9)

(11) = (4)

(注) 退職給付引当金は退職給付会計に関する実務指針(中間報告)第36項⑥による簡便法(直近の年金財政計算上の責任準備金を退職給付債務とする方法)により計算しております。

●報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 算定基準 c. 支払時期

(2) 平成23年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位: 百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	58

(注) 1. 対象役員に該当する理事は4名、監事は1名です。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」58百万円となっております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、平成23年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、平成23年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 平成23年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

1. 金庫の概況及び組織に関する事項

- ①事業の組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- ②理事及び監事の氏名及び役職名／事務所の名称及び所在地・・・・・・ 3

2. 金庫の主要な事業の内容

- ・・ 4

3. 金庫の主要な事業に関する事項

- (1) 直近の事業年度における事業の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (2) 直近の5事業年度における主要な事業の概況・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

- ①経常収益・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ②経常利益又は経常損失・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ③当期純利益又は当期純損失・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ④出資総額及び出資総口数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ⑤純資産額／総資産額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ⑥預金積金残高／貸出金残高／有価証券残高・・・・・・・・・・・・ 2
- ⑦出資に対する配当金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ⑧職員数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ⑨単体自己資本比率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

- (3) 直近の2事業年度における事業の概況

- ①主要な業務の状況を示す指標
 - ア. 業務粗利益／業務粗利益率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
 - イ. 資金運用収支／役務取引等収支／及びその他業務収支・・・・ 45
 - ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高／利息／利回り／及び資金利鞘・・・・ 45
 - エ. 受取利息及び支払利息の増減・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
 - オ. 総資産経常利益率／総資産当期純利益率・・・・・・・・・・・・ 45

②預金に関する指標

- ア. 流動性預金、定期性預金、その他の預金の平均残高・・・・・・・・ 47
- イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分毎の定期預金の残高・・・・ 47

③貸出金等に関する指標

- ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高・・・・ 48
- イ. 固定金利及び変動金利の区分毎の貸出金の残高・・・・・・・・ 48
- ウ. 担保の種類別（当金庫預金積金、有価証券、動産、不動産、保証及び信用の区分）の貸出金残高・・・・ 48
- エ. 用途別（設備資金及び運転資金の区分）の貸出金残高・・・・ 49
- オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合・・・・・・・・ 49
- カ. 預貸率の期末値及び期中平均値・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

④有価証券に関する指標

- ア. 商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債及び貸付商品債券の区分）平均残高・・・・・・・・ 該当なし
- イ. 有価証券の種類別残高（国債、地方債、社債、株式、外国証券、その他証券並びに貸付有価証券の区分）・・・・ 56
- ウ. 預証率の期末値及び期中平均値・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

4. 金庫の事業の運営に関する事項

- ①リスク管理の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17 ～ 18
- ②法令等遵守の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況

- (1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書・・・・ 30 ～ 33
- (2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

- ①破綻先債権に該当する貸出金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
- ②延滞債権に該当する貸出金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
- ③3カ月以上延滞債権に該当する貸出金・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
- ④貸出条件緩和債権に該当する貸出金・・・・・・・・・・・・・・・・ 52

- (3) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項・・・・・・・・ 34 ～ 44

- 「新自己資本比率規制（バーゼルⅡ）第3の柱に係る定性的／定量的な開示事項」
- ①自己資本調達手段の概要／自己資本の構成に関する事項・・・・・・・・ 34
- ②自己資本の充実度に関する評価方法の概要／自己資本の充実度に関する事項・・・・ 36
- ③信用リスクに関する事項／信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）・・・・ 37 ～ 38
- ④信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要／信用リスク削減手法に関する事項・・・・ 39
- ⑤派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要／派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項・・・・ 40
- ⑥証券化エクスポージャーに関する事項／同左・・・・・・・・・・・・ 41
- ⑦出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要／出資等エクスポージャーに関する事項・・・・ 42
- ⑧オペレーショナル・リスクに関する事項・・・・・・・・・・・・ 42
- ⑨銀行勘定における金利リスクに関する事項／同左・・・・・・・・・・・・ 43

- (4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

- ①有価証券・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54 ～ 56
- ②金銭の信託・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54 ～ 55

- (5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額・・・・・・・・・・・・ 51

- (6) 貸出金償却の額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51

- (7) 金融再生法開示債権額

- ①破産更正債権及びこれらに準ずる債権・・・・・・・・・・・・ 53
- ②危険債権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
- ③要管理債権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53

- (8) 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨・・・・・・・・ 33

6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの



「幸せは躰(しつけ)から」(し続けるから躰)

平成13年より、青少年健全育成の啓発ポスター「幸せは銭から」を製作元の栃木県佐野市光永寺様の協力のもとで制作し、希望のお客様、小学校、公民館等にお配りしております。小学校の教材にも採用されました。

平成24年7月発行

新庄信用金庫 総合企画室

〒996-0027 山形県新庄市本町2番9号

TEL. 0233-22-4222 (代表)

ホームページ <http://www.shinjosk.co.jp/>
このディスクロージャー誌は信用金庫法第89条で準用する
銀行法第21条に基づいて作成しております。

SHINJO SHINKIN BANK